

北広島町地域福祉計画

心身ともに健やかで安心して暮らせるまち
～地域ぐるみで取り組む 人にやさしいまちづくり～

令和3年（2021年）3月

北広島町

はじめに

近年、本町では、人口減少と急速に進行する少子高齢化の問題に直面しています。

同時に、核家族化の進行や単身世帯の増加、就労形態の多様化などにより、これまであった人と人とのつながりが希薄化し、地域や近隣とのコミュニティを維持していくことが困難となり、社会的孤立やひきこもりなど、援助を必要とする世帯が抱える課題も複合化・複雑化してきています。

こうした社会状況の変化により福祉ニーズも多様化し、従来の高齢者や子育て世帯、障がいのある人といった分野ごとの公的なサービスだけでは対応が難しく、住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、丸ごとつながる「地域共生社会」の実現が求められています。

地域福祉とは、住み慣れた家庭や地域で安心して安全に暮らせる地域社会を実現する取り組みであり、住民同士の助け合い、支え合い、共働のまちづくりを一層進める取り組みのことであります。

その地域福祉を総合的、計画的に推進するための指針とするため、この度、令和3年から令和7年度までの5カ年を計画期間とする「北広島町地域福祉計画」を策定しました。

本計画の基本理念である「心身ともに健やかで安心して暮らせるまち～地域ぐるみで取り組む 人にやさしいまちづくり～」の実現に向け、地域住民と行政、関係団体等が連携し協働しながら、地域での生活課題を解決し、地域を守り一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んで参りたいと考えております。

町民の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますとともに、地域の福祉活動への積極的な参加をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、ご尽力いただきました北広島町地域福祉計画策定委員会委員の皆様方をはじめ、意識調査やヒアリング実施にご協力いただきました皆様方に心からお礼申し上げますとともに、本計画の推進に対しまして、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年（2021年）3月

北広島町長 箕野 博司



目次

第1章 計画策定について	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 「地域福祉」とは	2
3. 地域福祉計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	3
第2章 北広島町の現状	4
1. 町全体の人口の動向	4
2. 高齢者の状況	6
3. 子どもの状況	8
4. 障害者の状況	10
5. 生活保護の状況	11
第3章 地域福祉に関する意識調査及び分野別の既存計画に関するアンケート調査結果	12
1. 調査概要	12
(1) 地域福祉に関する意識調査	12
(2) 分野別の既存計画に関するアンケート調査結果	19
第4章 取り組むべき課題	22
第5章 基本理念と取り組みの体系	23
1. 計画の基本理念	23
2. 計画の基本目標	23
3. 取り組みの体系	24
第6章 様々な取り組みの展開	25
第7章 権利擁護事業の推進（成年後見制度利用促進計画）	29
1. 権利擁護事業の推進について	29
2. 成年後見制度利用促進計画の位置づけ	29
3. 成年後見制度等の利用状況	29
4. 今後の取り組み	31
第8章 生活困窮者の自立に向けて（生活困窮者自立支援事業）	32
1. 北広島町の現状	32
2. 今後の取り組み	33
第9章 計画を推進するために	36
1. 協働体制の確立に向けて	36
2. 計画の評価・検証	38
資料編	39
1. 地域福祉計画策定委員会要綱	39
2. 地域福祉計画策定委員会委員名簿	40

1. 計画策定の背景と目的

国においては、平成12年（2000年）に社会福祉事業法が改正され「社会福祉法」となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化などを柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。

さらに平成29年（2017年）には、社会福祉法が介護保険法などと共に改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、丸ごとつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

近年、少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様性にともない一人ひとりが抱える生活課題や地域課題も多種多様となっています。これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけではなく、地域で暮らす住民が身近にある様々な福祉ニーズに目を向け、地域全体で課題の解決に取り組むことが必要です。

地域福祉の充実、まちを心豊かにしていくことはもとより、いつまでも住み続けられる地域社会の構築には欠かせない視点となってきました。

北広島町では、みんなが地域社会を支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちの実現をめざして、この計画を策定します。

2. 「地域福祉」とは

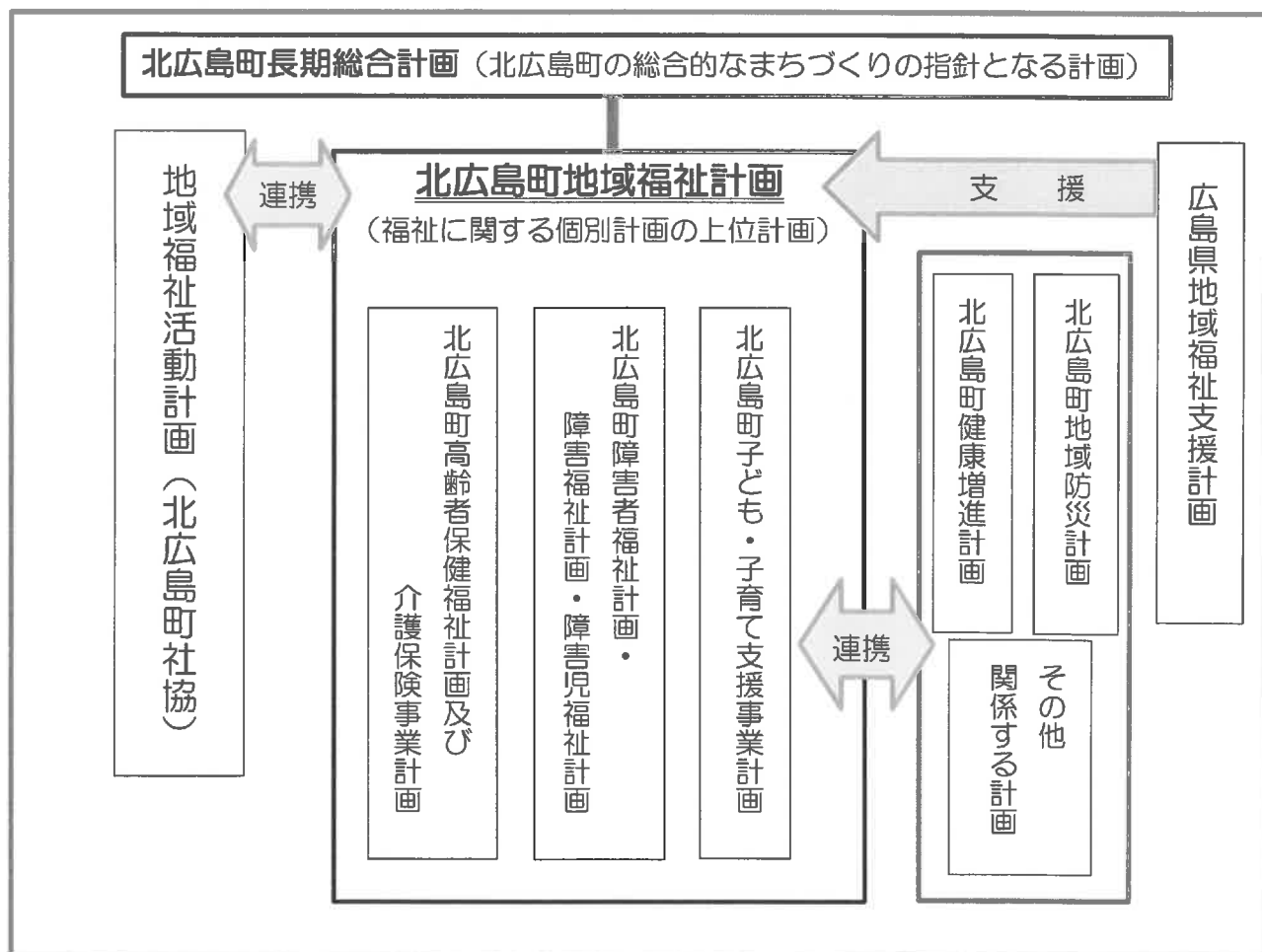
「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の中で、自分らしく安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者をはじめとした、地域社会を構成する個人や団体がお互いに協力し合い、地域全体で課題を解決するための仕組みを作り、取り組みを進めることです。

3. 地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する、地域福祉を推進するために同法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画です。


北広島町においては、上位計画である北広島町長期総合計画がめざす、まちの将来像や基本理念の達成に向けた“福祉からのまちづくり計画”と位置づけています。そのため、福祉に関する個別計画（高齢者、子ども、障害者などに関する計画）に関して、『共通して取り組む事項』を示し、福祉関連の個別計画を包括する上位計画と位置づけます。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、住民等の活動計画として地域福祉課題の解決を目指すものであり、地域福祉計画における基本理念や将来像の実現に向けての具体的な事業を盛り込んだ、より実践的な計画です。



4. 計画の期間

計画期間を令和3年（2021年）度から令和7年（2025年）度までの5年間とし、取組状況を点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「北広島町地域福祉計画」					 次期計画

第2章

北広島町の現状

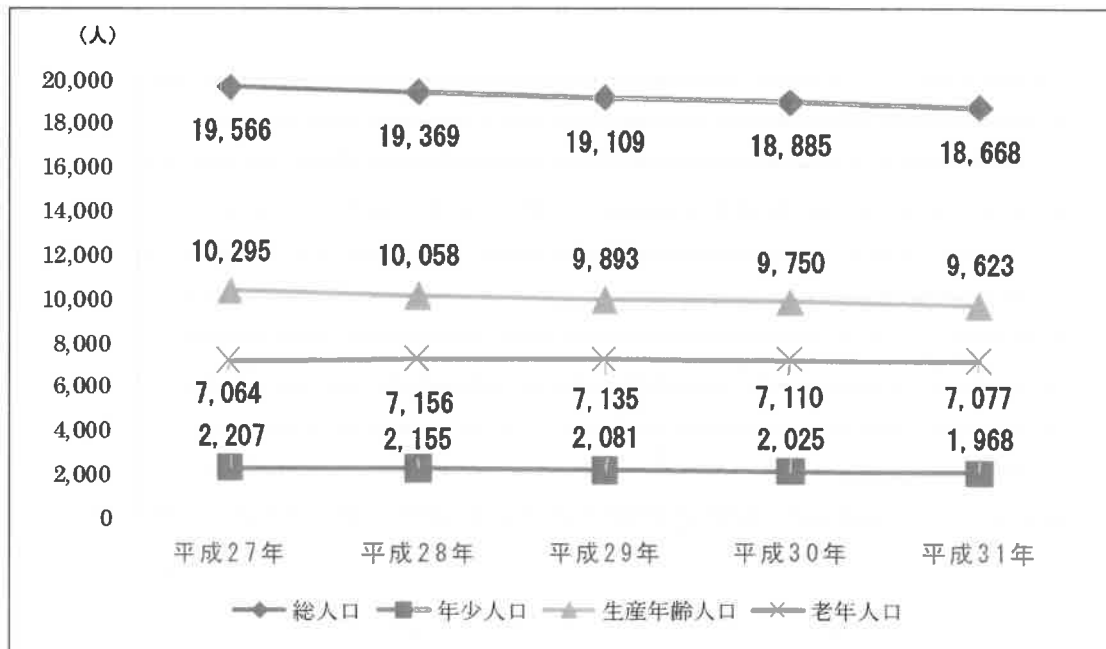
1. 町全体の人口の動向

(1) 人口と人口割合の推移

総人口は年々減少しており、高齢者人口は、ほぼ横ばいで推移している一方で、生産年齢人口及び年少人口は減少しています。

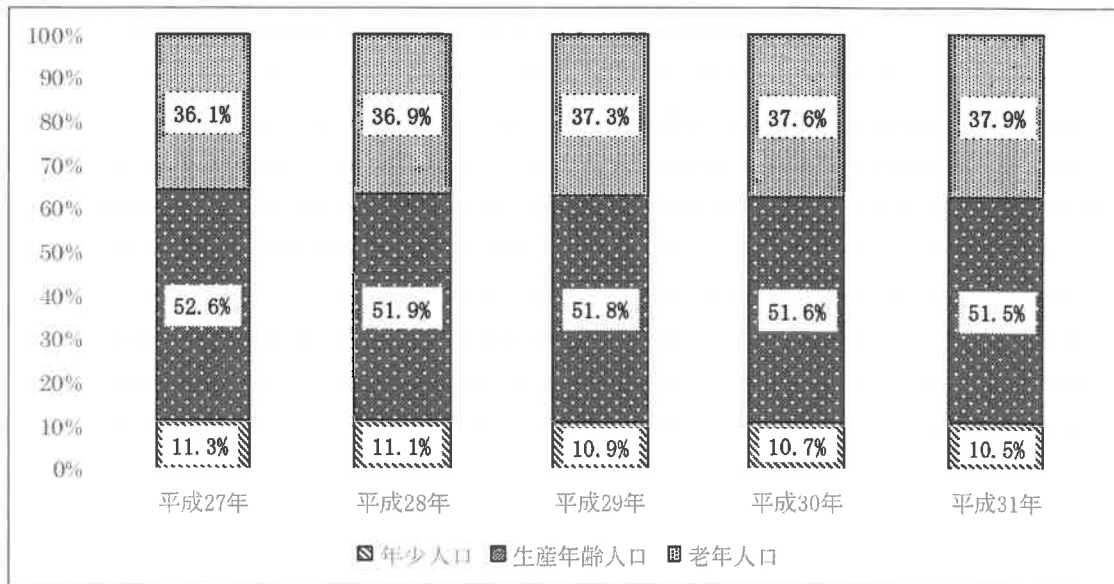
このことから、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■3区分別人口の割合の推移

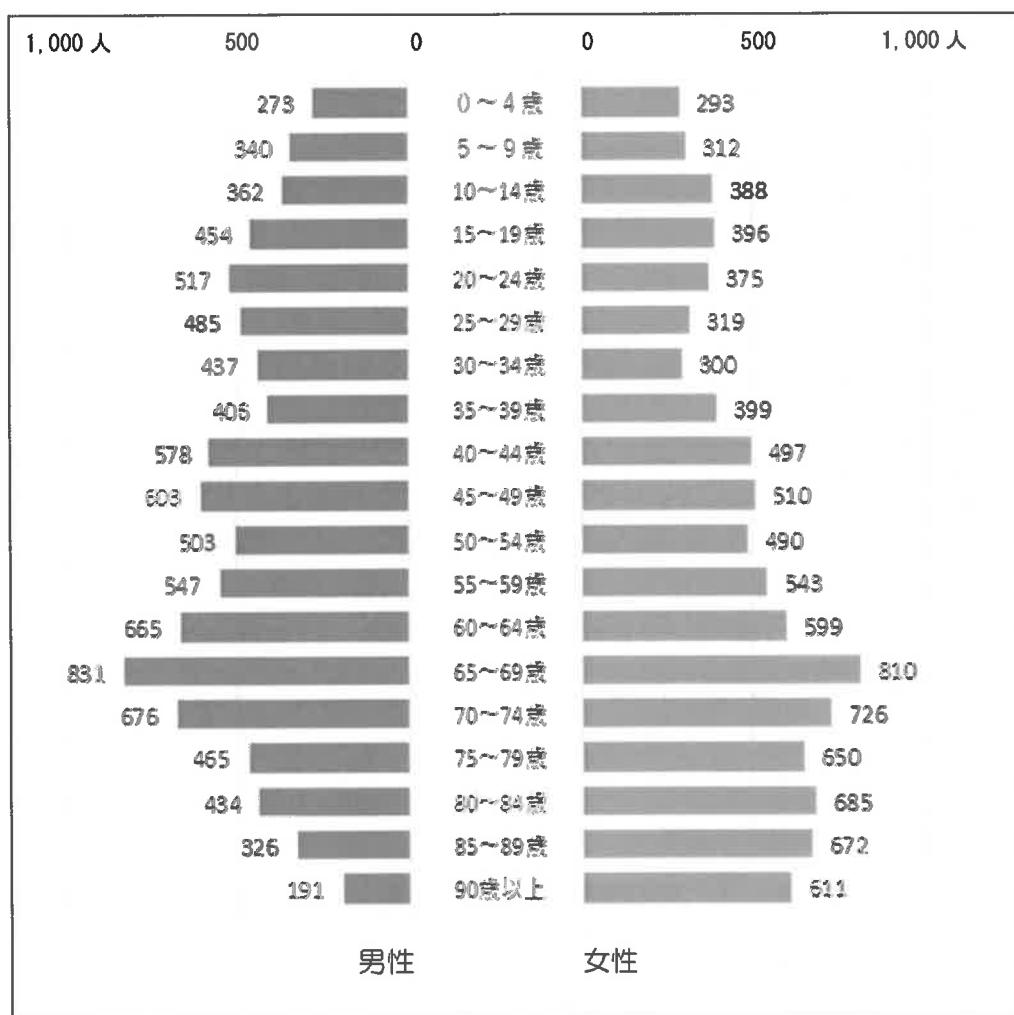


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構造

平成 31 年 4 月 1 日現在の総人口 18,668 人の 5 歳階級別・男女別の人口の割合をみると、男性は 9,093 人のうち、65～69 歳の割合が最も高く、25～39 歳の割合が低くなっており、女性は 9,575 人のうち、65 歳以上の割合が高く、20～34 歳の割合が同年代の男性に比べ、大幅に少ない傾向があります。

■人口ピラミッド (5 歳階級別)

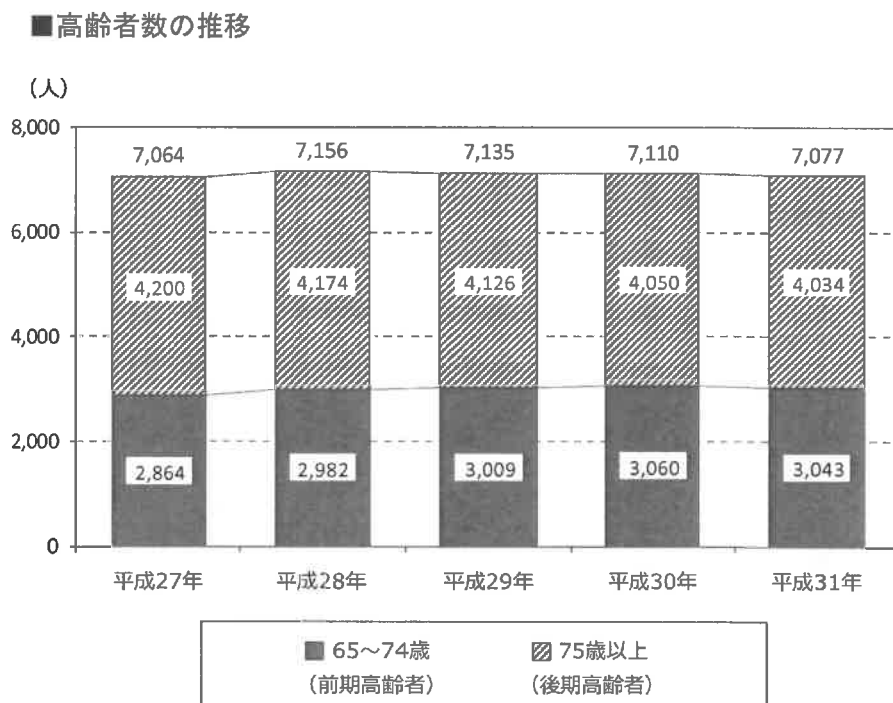


資料：住民基本台帳（平成 31 年 4 月 1 日現在）

2. 高齢者の状況

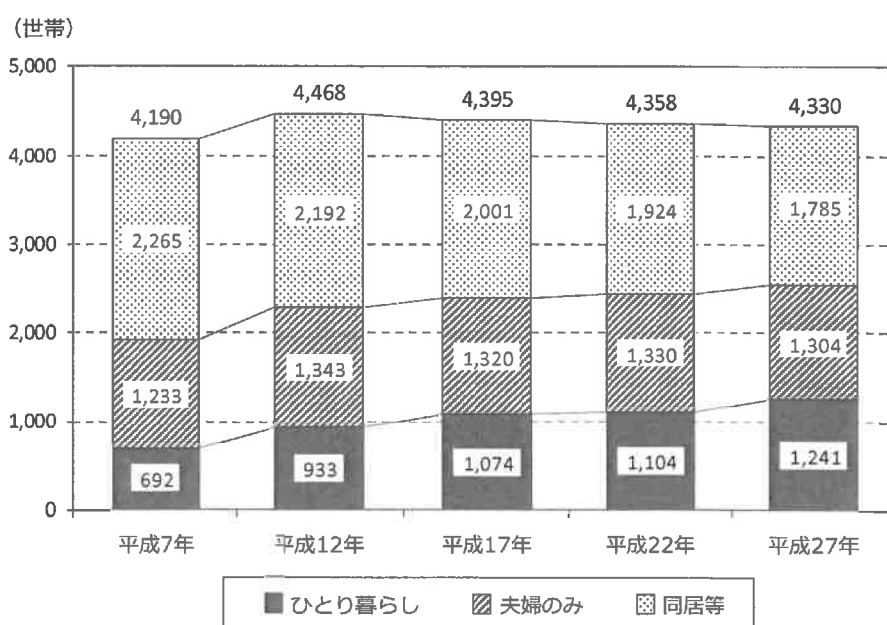
(1) 高齢者数と高齢者のいる世帯の推移

高齢者数・高齢者を含む世帯数は、近年はほぼ横ばいで推移しています。高齢者を含む世帯をみると、特に「高齢者のひとり暮らし世帯」が増加し、「同居等」の世帯が大きく減少している状況となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 高齢者を含む世帯数



資料：国勢調査

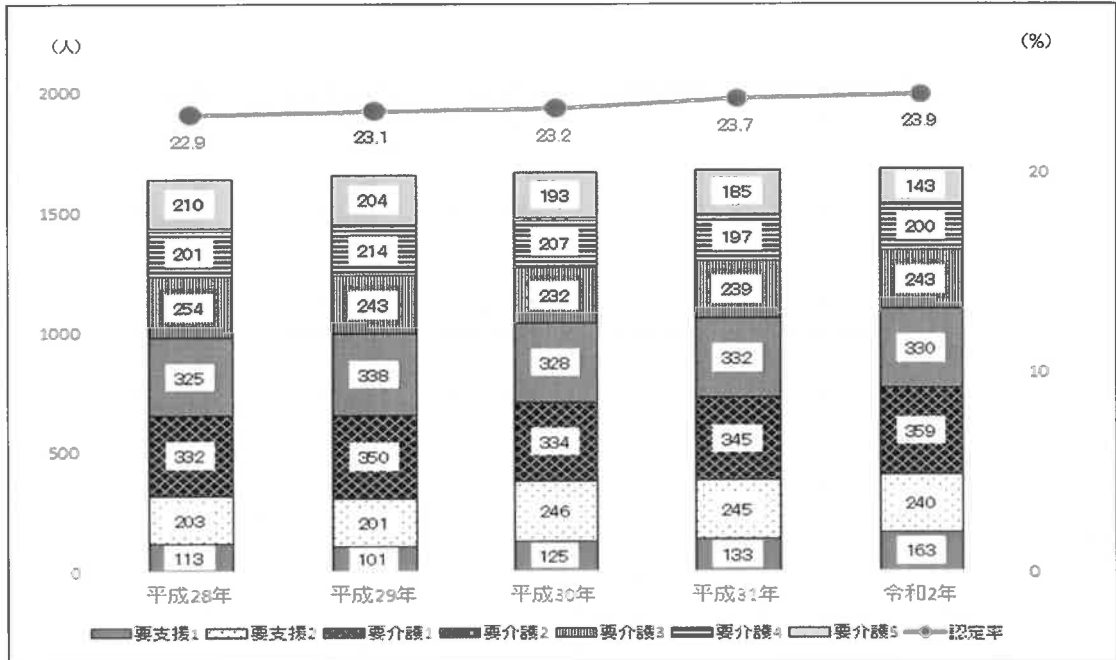
(2) 要介護認定者数と認定率の推移

後期高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数は増加傾向で推移しており、令和2年3月末時点で1,678人となっており、平成27年3月末と比較すると、1.0%増加しています。

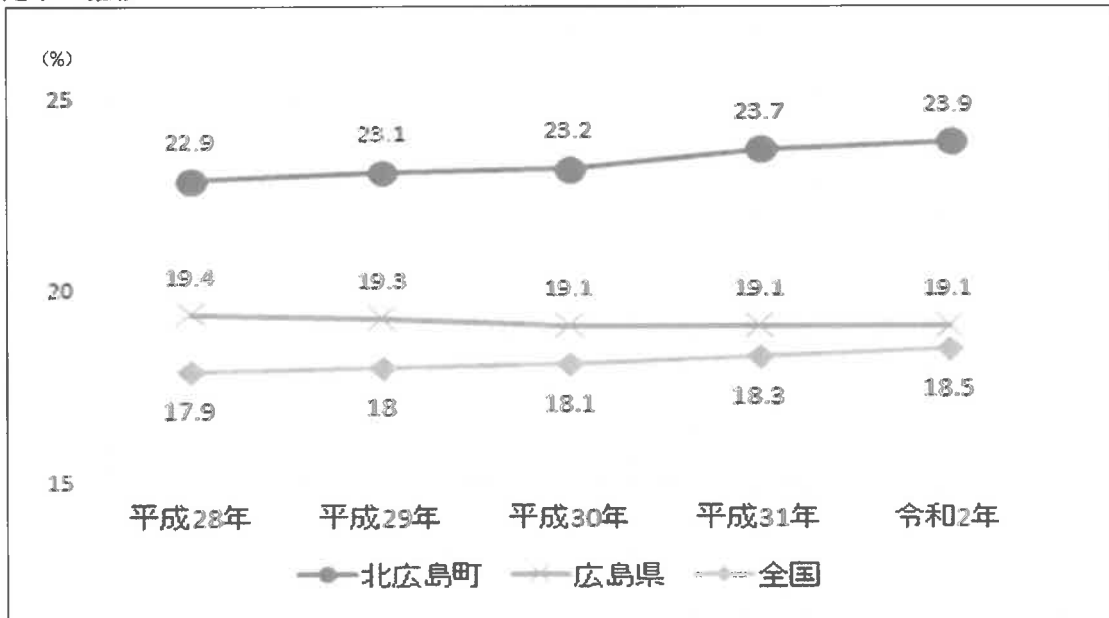
増加率は要支援1・2の認定者数が最も高く、20%以上の増加となっています。

認定率は直近では約23%台でやや上昇しており、広島県や全国と比較すると高い値で推移しています。

■要介護認定者数の推移



■認定率の推移



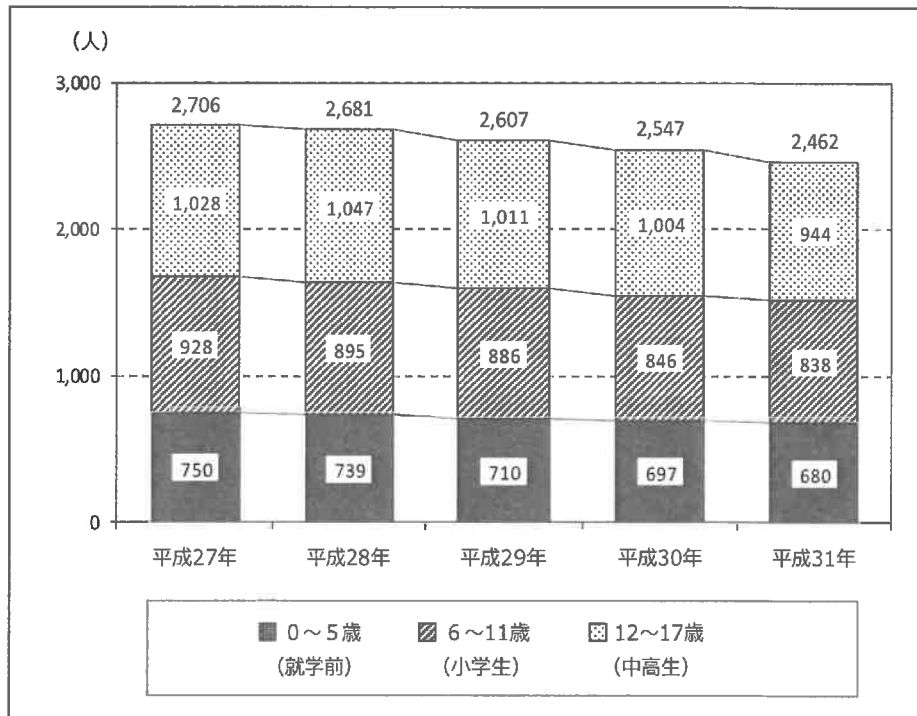
資料：平成28年～平成30年厚生労働省介護保険事業状況報告（年報・各年3月末現在）
平成31年・令和2年厚生労働省介護保険事業状況報告（月報・各年3月末現在）

3. 子どもの状況

(1) 子どもの人口とひとり親家庭の推移

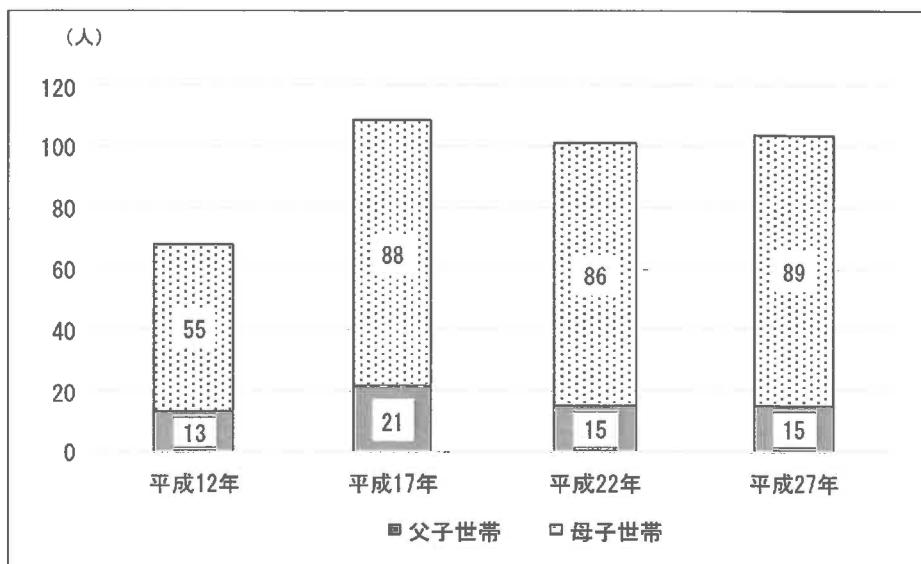
子どもの人口は、就学前・小学生・中高生のそれぞれにおいて減少で推移し、今後も減少すると予想されます。また、ひとり親家庭については、平成17年以降横ばいで推移しています。

■子どもの人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■父子・母子世帯の推移

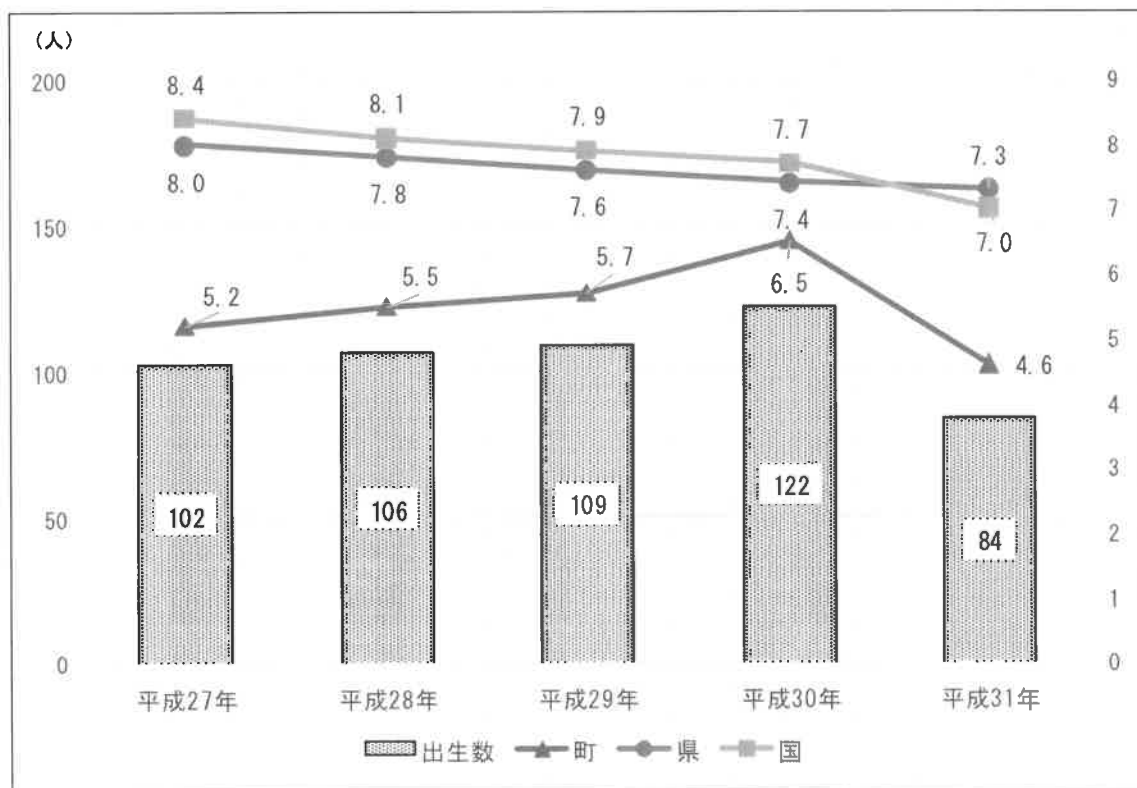


資料：国勢調査

(2) 出生数・出生率の推移

出生数・出生率ともに、平成27年以降増加していましたが、平成30年をピークに減少傾向に転じています。また、出生率は全国及び県と比べて低い値で推移しています。

■出生数・出生率の推移



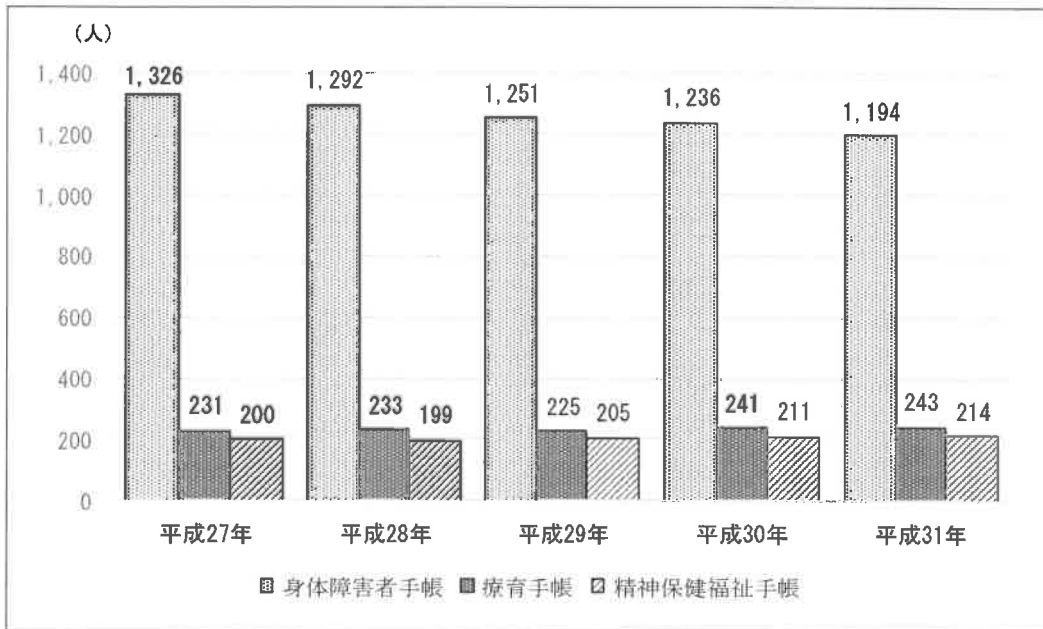
資料：住民基本台帳

$$\text{※出生率の算出方法：} \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

4. 障害者の状況

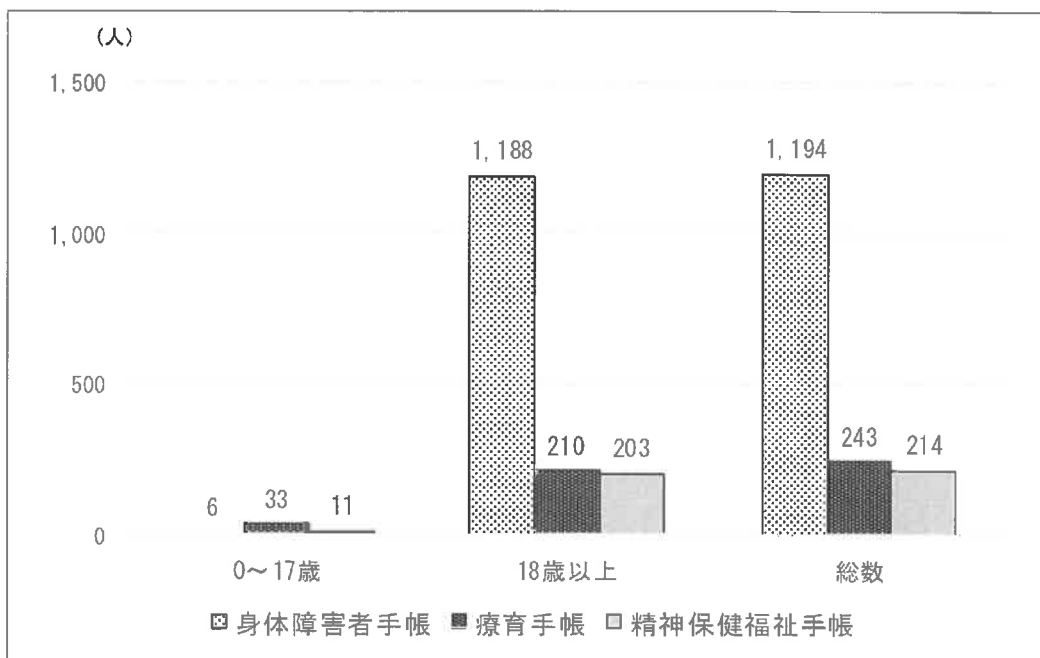
各障害者手帳について、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移していますが、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者数は微増傾向で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：北広島町福祉課（各年4月1日現在）

■障害者手帳所持者の年齢階層別内訳

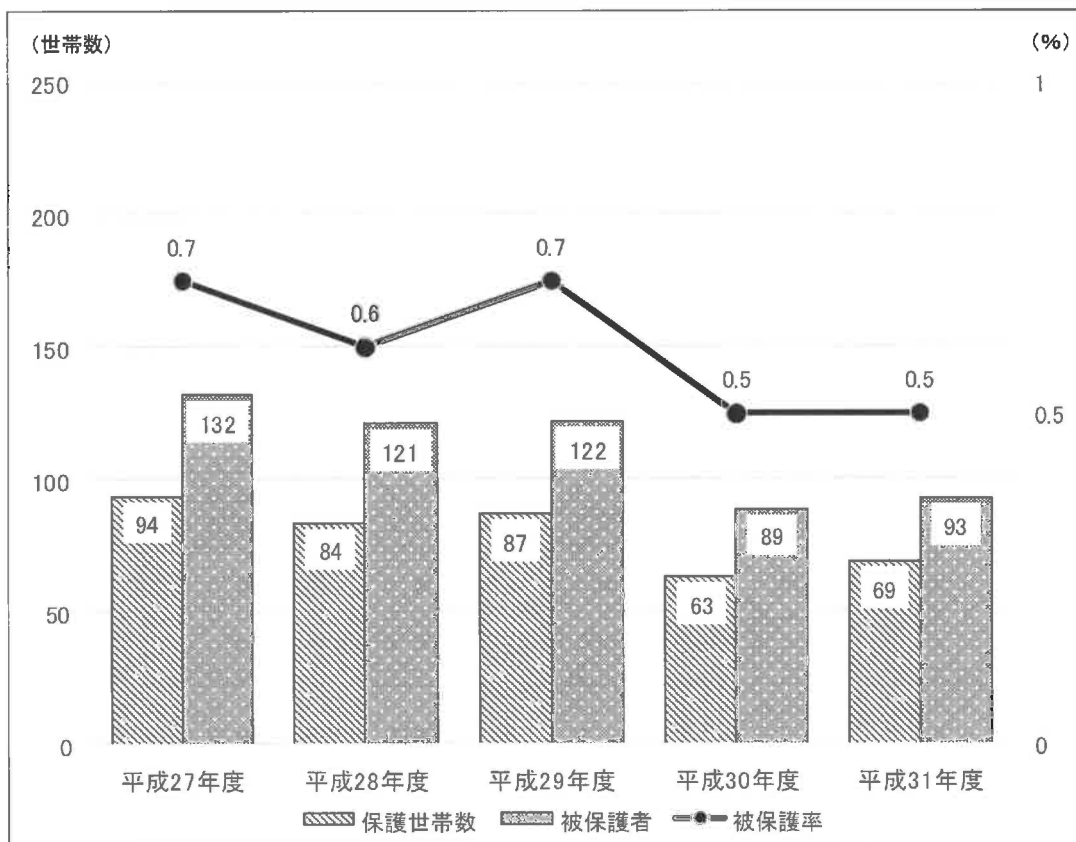


資料：北広島町福祉課（平成31年4月1日現在）

5. 生活保護の状況

生活保護世帯数・被保護者数・被保護率は、減少傾向にあります。

■生活保護世帯数、被保護者数の推移



資料：生活保護月報（各年3月報告・2月末現在）

第3章

地域福祉に関する意識調査及び分野別の既存計画に関するアンケート調査結果

1. 調査概要

「地域福祉計画」の策定にあたり、計画策定の基本的な資料とするための意識調査を実施するとともに、分野別の既存計画にかかるアンケート調査の結果を次のとおりまとめました。

(1) 地域福祉に関する意識調査

【調査概要】

調査対象	民生委員児童委員及び行政区長
配布数	226
有効回収数	166
回収率	73.5%
配布方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年7月16日～8月2日

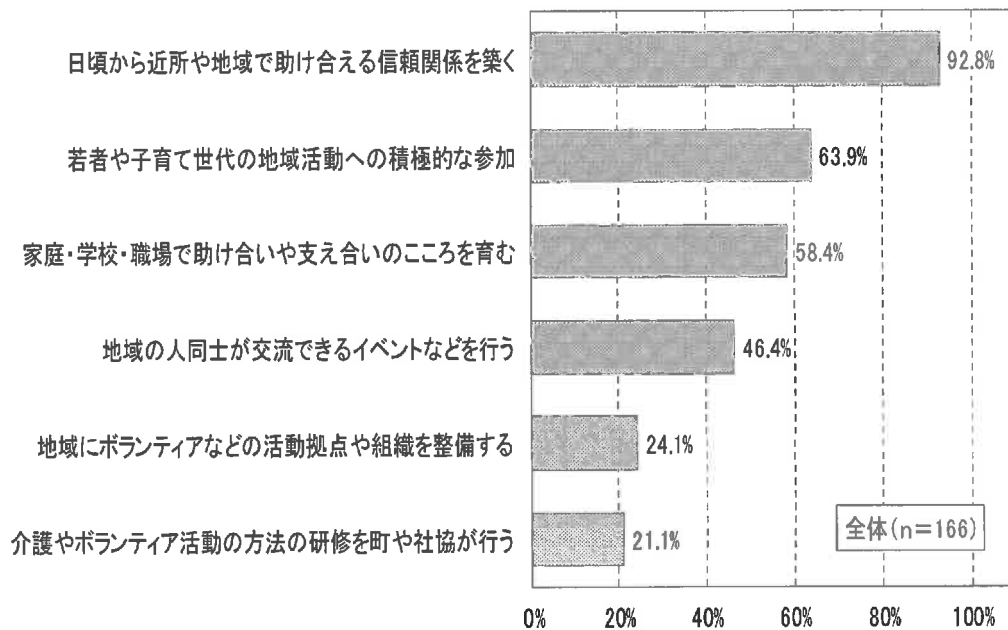


【調査結果】

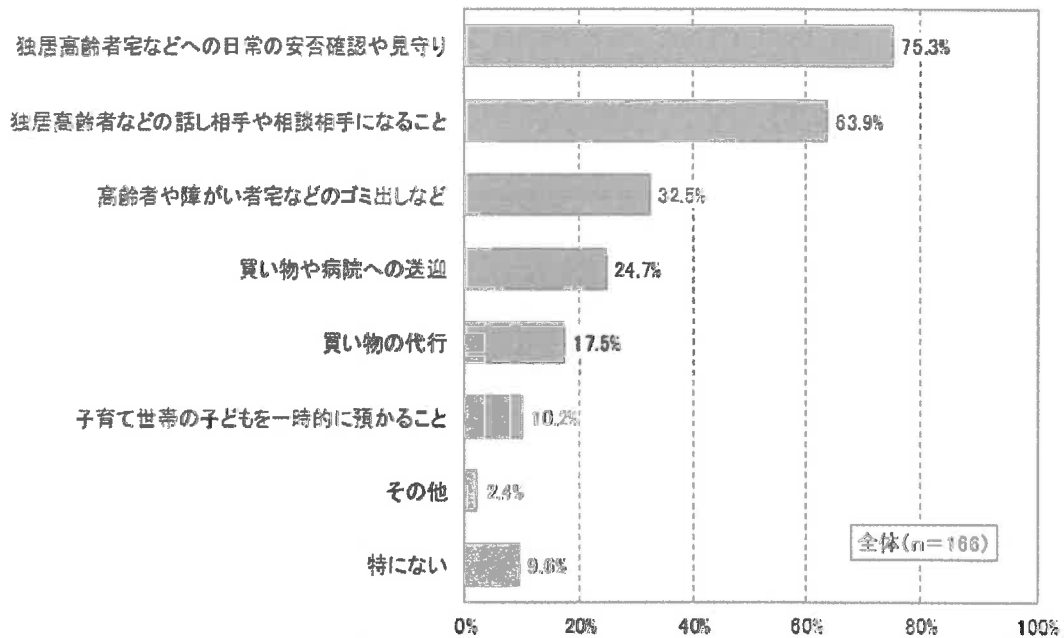
①地域との関わり（助け合いや支え合いなど）に関する項目について

地域との関わりをより活発にするために必要なことについて聞いたところ、「日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築く」が92.8%と最も高く、次いで、「若者や子育て世代の地域活動への積極的な参加」（63.9%）、「家庭・学校・職場で助け合いや支え合いのこころを育む」（58.4%）の順となっています。

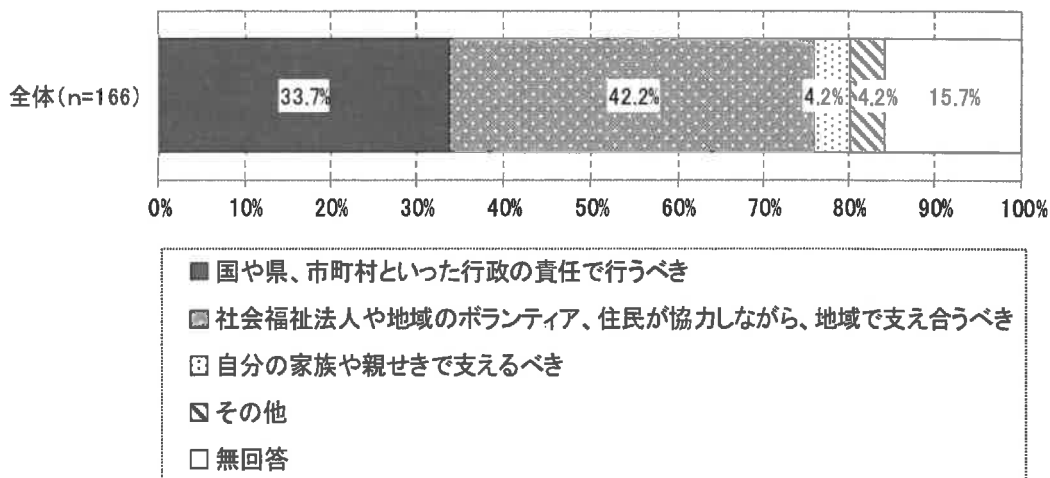
【複数回答】



近所や地域のつきあいで、困っている方がいれば手助けしたいと思うことについて聞いたところ、「独居高齢者宅などへの日常の安否確認や見守り」が75.3%と最も高く、次いで、「独居高齢者などの話し相手や相談相手になること」(63.9%)、「高齢者や障がい者宅などのゴミ出しなど」(32.5%)の順となっています。【複数回答】



「福祉」による支援はどうあるべきか聞いたところ、「社会福祉法人や地域のボランティア、住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が42.2%と最も高く、次いで、「国や県、市町村といった行政の責任で行うべき」(33.7%)、「自分の家族や親せきで支えるべき」・「その他」(4.2%で同率)の順となっています。

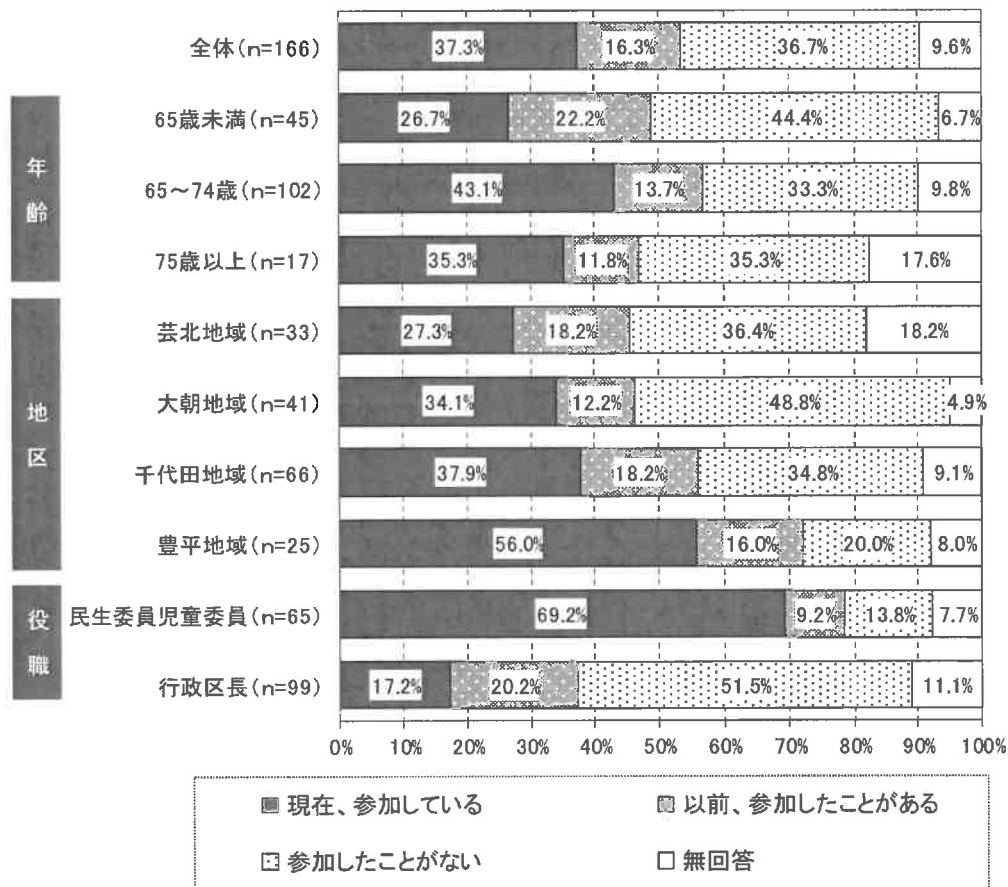


今までに福祉に関するボランティア活動に参加したことがあるか聞いたところ、全体では、「現在、参加している」が37.3%と最も高く、次いで、「参加したことがない」(36.7%)、「以前、参加したことがある」(16.3%)の順となっています。

年齢で見ると、65～74歳で「現在、参加している」の割合が43.1%と高くなっています。

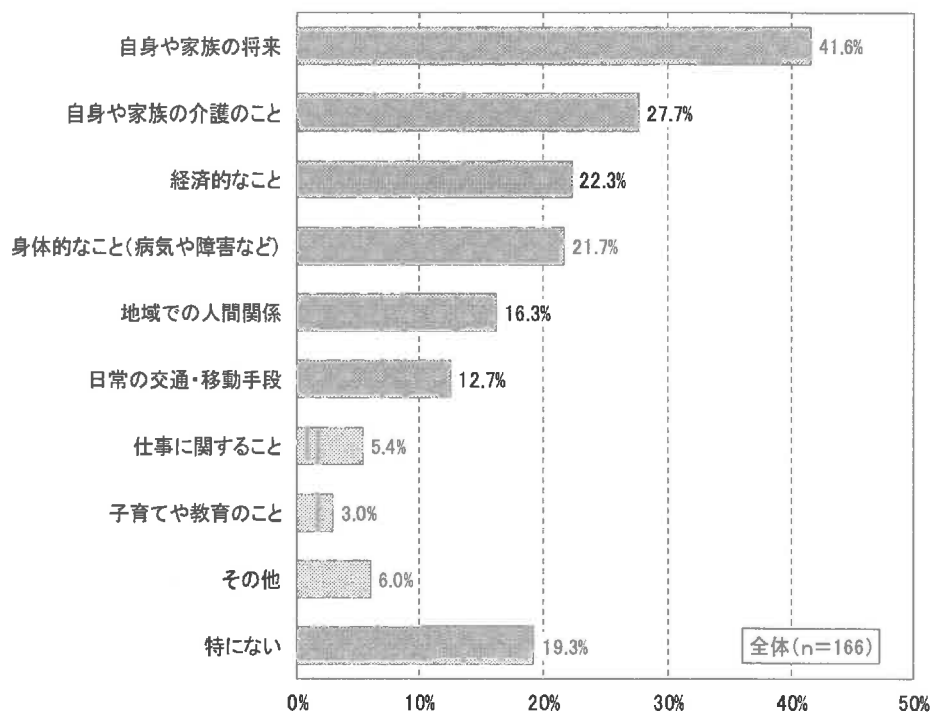
地区で見ると、豊平地域で「現在、参加している」の割合が56.0%と高くなっています。

役職で見ると、民生委員児童委員が「現在、参加している」の割合が69.2%と高くなっています。

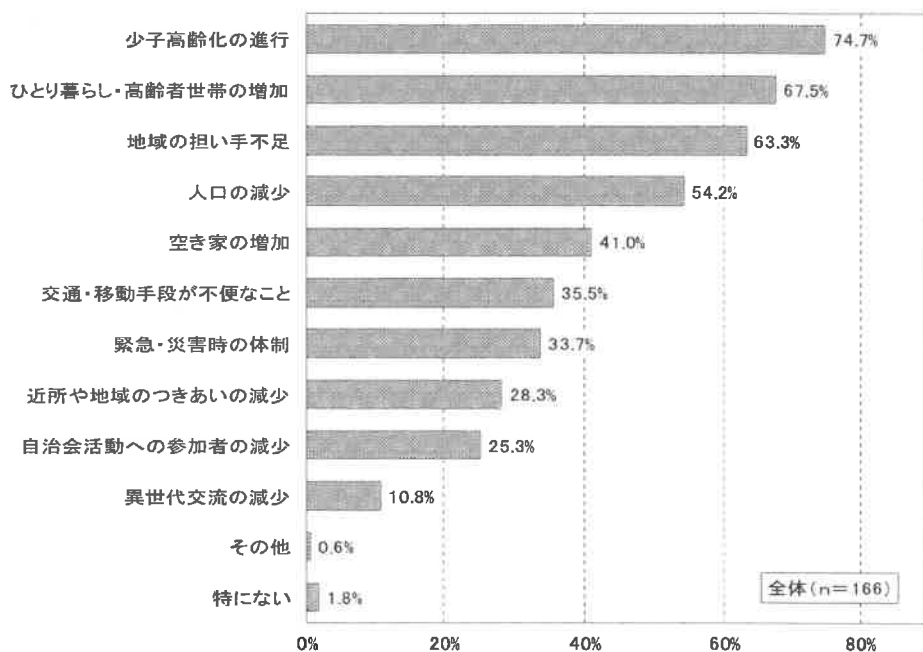


注：各区分（年齢・地区・役職）欄に無回答の方がおられるため、各区分の総数は全体（n=166）と一致していません。

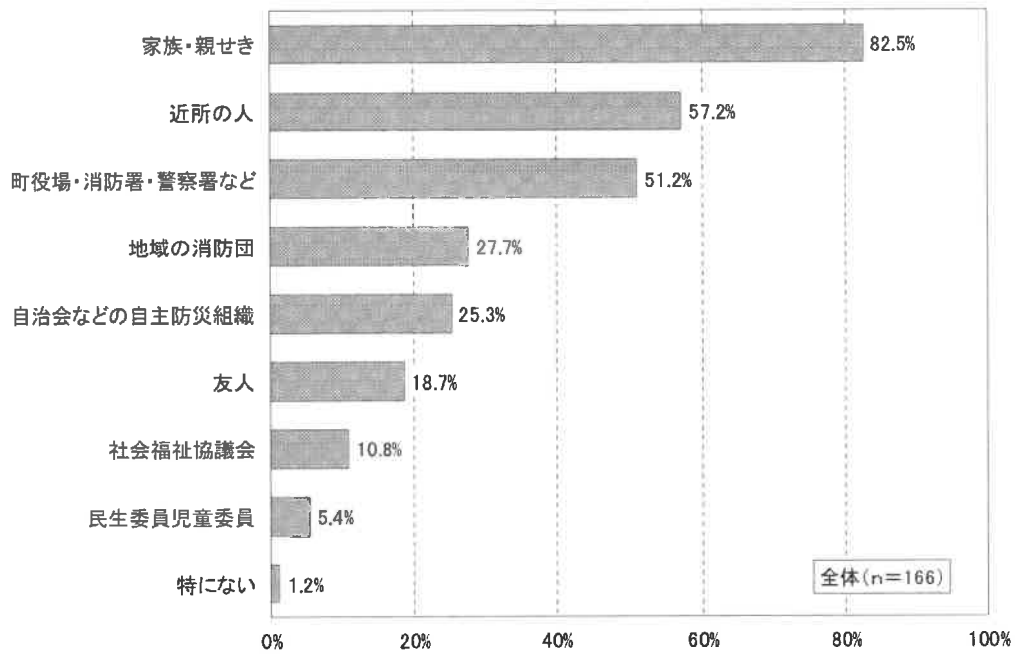
自身が不安に思っていることや悩んでいることはあるか聞いたところ、「自身や家族の将来」が41.6%と最も高く、次いで、「自身や家族の介護のこと」(27.7%)、「経済的なこと」(22.3%)の順となっています。【複数回答】



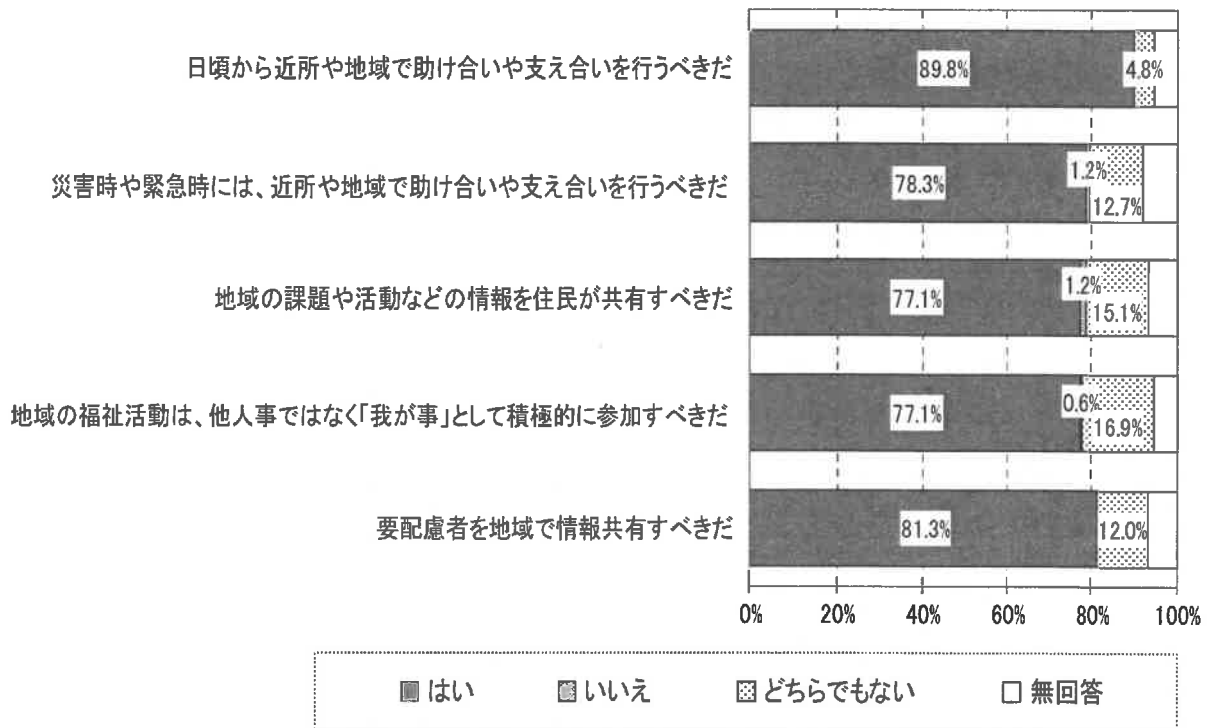
居住地域について、不安・心配なことを聞いたところ、「少子高齢化の進行」が74.7%と最も高く、次いで、「ひとり暮らし・高齢者世帯の増加」(67.5%)、「地域の担い手不足」(63.3%)の順となっています。【複数回答】



自身が災害にあわれたとき、主にだれ（どこ）を頼りにするか聞いたところ、「家族・親せき」が82.5%と最も高く、次いで、「近所の人」（57.2%）、「町役場・消防署・警察署など」（51.2%）の順となっています。【複数回答】



地域福祉に関するそれぞれの項目について聞いたところ、すべての項目において「はい」の割合が約8割となっています。また、「日頃から近所や地域で助け合いや支え合いを行うべきだ」の項目で「はい」の割合が9割近いこと、個人情報など難しい課題はあるものの「要配慮者を地域で情報共有すべきだ」の項目で、「はい」の割合が8割を超えていることから、普段の付き合いの中で要配慮者の情報も共有できるコミュニティづくりが重要であると考えられます。



(2) 分野別の既存計画に関するアンケート調査結果

【調査概要及び調査結果】

既存計画にかかるアンケート調査は以下のとおりです。

アンケート調査結果からは、家族や地域のつながりに関することや課題を整理しました。

①第8期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)にかかる「高齢者の暮らしと福祉に関するアンケート」(令和元年度実施)

対象者	町内在住の65歳以上のうち、要介護1～5の認定を受けていない人
調査数	2,050人
回収数(率)	1,499人(73.1%)
家族や地域のつながりに関する課題	<ul style="list-style-type: none">・外出は自治会・ボランティア活動等の参加が多く、地域づくり活動への関心も高い。地域の担い手となっている。・地域活動を活性化するには仲間づくりが大切と考える人が多い。身近で仲間と集える居場所づくりが必要。・近所づきあいについては心配事を相談したいと思う人は少数だが困っている人が近くにいれば「見守り・声かけ」をして助けたいと考えている人が多い。高齢者はどちらかと言えば地域で支え合っていると感じており、支え合いの必要性を強く感じている。・平常時、災害時問わず、地域で支え合うシステムの提案が必要。

②第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
 にかかる「子育て支援に関するニーズ調査」（平成30年度実施）

	（調査1）	（調査2）
対象者	小学生児童が属する全世帯	未就学児童が属する全世帯
調査数	617人	524人
回収数（率）	283人（45.9%）	237人（45.2%）
家族や地域のつながりに関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談できる相手がいる人は全体の91.5% ・子育ての相談は、家族、親族に次いで地域の知人、友人にしているが、近所の人に悩みや心配事を相談している人は少数と思われる。 ・保護者の半数近くは子どもにとって北広島町が愛着のあるふるさととして認識され、成長できる環境にあるかどうか、どちらとも言えないと考えており、保護者自身が本町に愛着が薄いと考えられる。しかし、半数以上の保護者が子育てが地域の人たちに支えられていると感じており、地域に支えられている意識はある。今後、保護者自身がお互いを支える意識を持ち、高齢者が築いてきたつながりを継承していくための意識づけが必要。 	

③第3期障害者福祉計画（令和3年度～令和8年度）・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）にかかる「障害者福祉計画にかかるアンケート」（令和2年度実施）

対象者	町内在住の障害者手帳所持者及び町外施設入所者
調査数	647人
回収数（率）	293人（45.3%）
家族や地域のつながりに関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・外出の目的は「買い物」「医療機関への受診」が多く、趣味活動やグループ活動のために出かけることが少ないため、近所や地域との関わりが少ないと考えられる。 ・日常生活で差別や偏見、疎外感を感じるている人は、「よく感じる」「時々感じる」を合わせて47.7%で、「人間関係」が57.9%「街角での人の視線」が37.1%、「仕事や収入」が30.7%の順になっている。周囲の障害への理解が必要。 ・自身の孤立感もあり、災害時の支援者がいない・わからないと感じている人もある。 ・施設入所・入院をしている人は、将来地域で生活したいかと聞いたところ、「今のままでよい」が50.1%「家族と一緒に生活したい」が13.6%、「グループホームなどを利用したい」が9.1%となっており、地域で自立して生活したいと考えている人は少ない。障害程度によっては自宅での生活が難しい場合もあるかもしれないが、地域の理解が必要。

地域住民と行政、関係団体等が連携しながら、地域福祉の精神のもとに、地域を守り、誰もが安心して共に暮らせる地域の構築に取り組んでいくことが大切です。計画策定にあたり、取り組むべき課題をまとめました。

1 各アンケート結果から考察した取り組むべき課題

- **地域での支え合いや助け合い**：高齢化が進行する中、農業の担い手不足や、地域行事・地域活動の担い手不足が深刻です。地域や近所のつながりが希薄になって、昔ながらのコミュニティ活動を維持していくのが難しい地域もあります。新しいコミュニティづくりを含めた、地域での支え合いや助け合いの仕組みを再構築することが必要です。
- **日常的なつながり**：地域福祉を推進する上で、日常のつながりを大切にする視点として、隣同士や近所同士の見守り、日常の少しの手助け、悩みや困りごとがあれば近所の誰かに相談できる人間関係を築くことが求められます。
- **防災対策**：近年、緊急・災害時における各地域での防災や避難に関わる体制づくりが求められています。自主防災組織の活性化や地域の防災訓練などの活動は、地域の安心・安全を高めるだけでなく、自主的なコミュニティづくりの構築が図れます。未組織の地域は組織化を検討する必要があります。
- **人材育成**：次代を担う子どもたちや若者の支え合い・助け合いの気運の醸成のため、地域の大人が良い手本となって子どもや若者の育成に取り組む必要があります。

2 社会情勢から考察した取り組むべき課題

- **生活課題への対応**：少子高齢化で家族のあり方が変化したり、就労形態の多様化、隣近所や地域のつながりの希薄化など、昨今の社会情勢や生活様式は、大きく変化してきました。そのため、家族や地域の力で解決できないまま、様々な生活課題が積み重なり、複雑化・重層化してきています。また、行政サービスだけでは解決できない、制度の狭間の問題や生活課題の解決に向けた重層的な支援、対応が必要です。
- **権利擁護の推進**：家族関係が変化し、核家族化や未婚率の増加などから、家族の支援が期待できなくなったり、障害者や高齢者が孤立化するなど地域での生活を維持することができなくなるケースが考えられます。権利擁護を推進する仕組みづくりが急がれます。

1. 計画の基本理念

心身ともに健やかで安心して暮らせるまち
～地域ぐるみで取り組む 人にやさしいまちづくり～

2. 計画の基本目標

【基本目標①】

住民参加による支え合い・助け合いの仕組みづくり

【基本目標②】

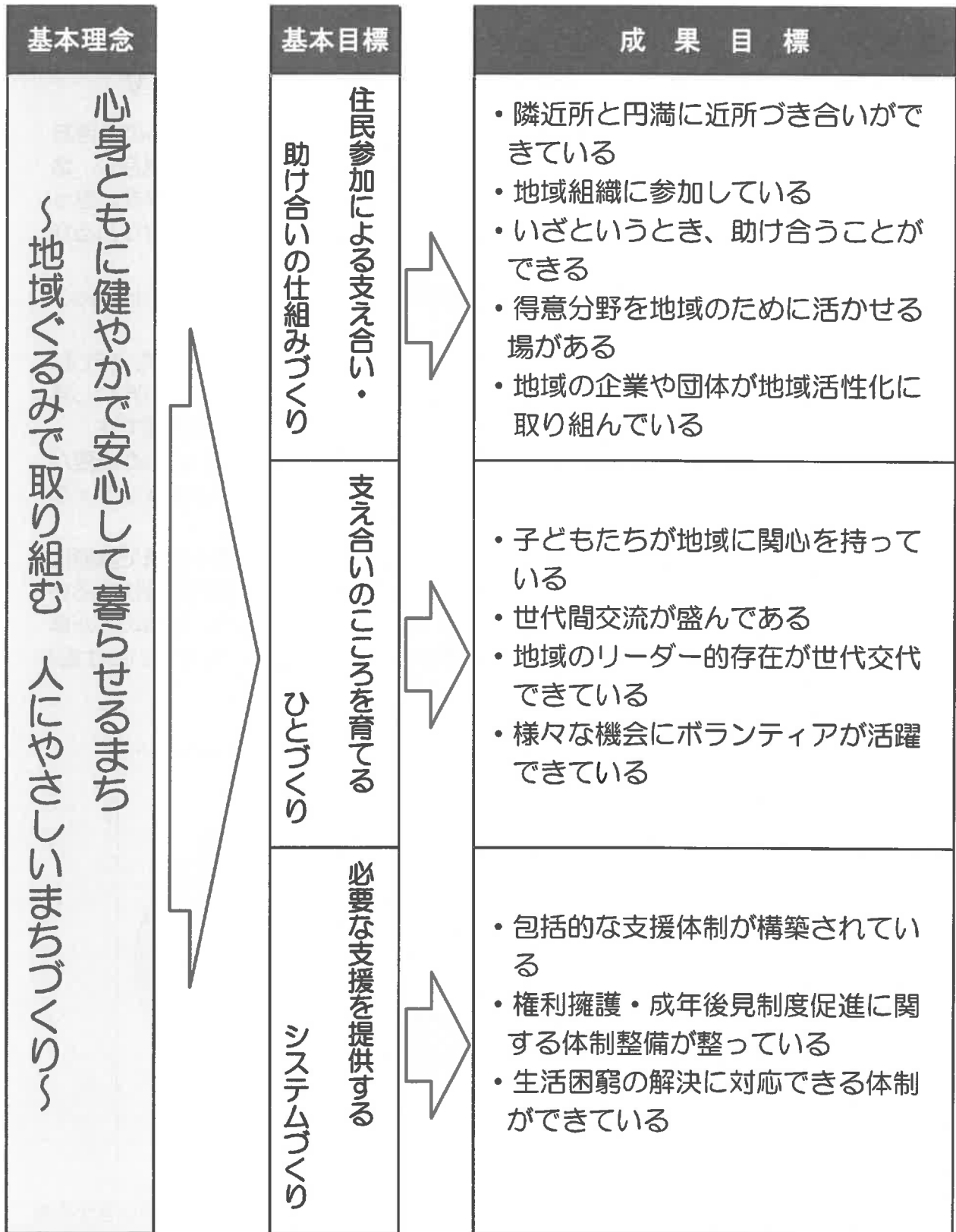
支え合いのこころを育てるひとづくり

【基本目標③】

必要な支援を提供するシステムづくり

3. 取組の体系

基本理念・基本目標に基づき、将来的に目指す姿を成果目標として整理しました。



この章では、目指す将来像に近づくための方向性についてまとめました。

基本目標 1. 住民参加による支え合い・助け合いの仕組みづくり

「支え合い・助け合い」が必要な場面は様々です。隣近所との普段からのつきあいの中で、ご近所同士でどう協力するかを考えることがきっかけになる場合や、地域全体に関わる課題を解決しようとする取り組みから始まる場合もあります。きっかけとなった課題を解決しようとする中で、複数の課題が見えてくる場合があるかもしれません。

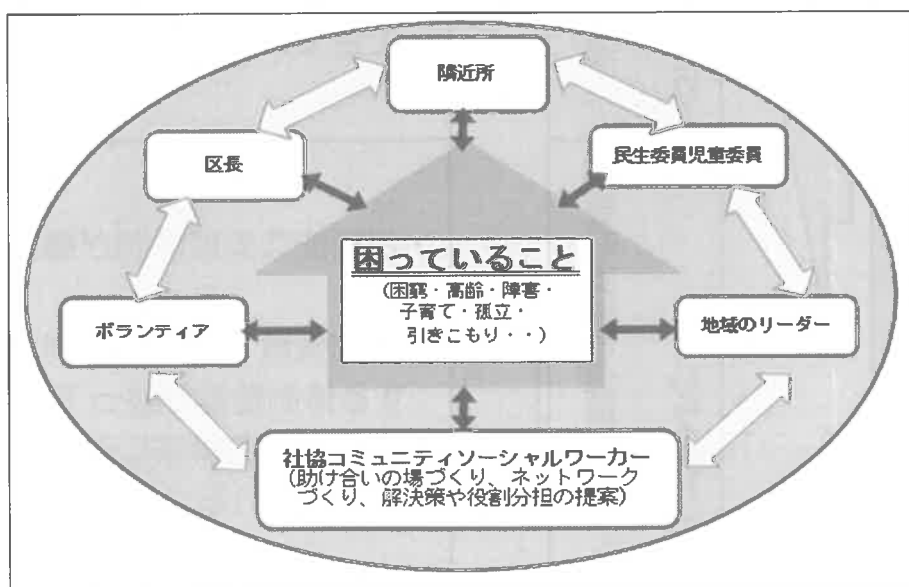
それらの課題を地域で解決しようとする過程が、支え合い・助け合いの仕組みづくりにつながります。

地域の中で、昔ながらのつながり方やしきたり、独特の約束ごとなどが、新しい試みを困難にしたり、コミュニティの存続の弊害になる場合は、つながり方やしきたり、約束ごとを少しずつ無くしたり、変えていけるような柔軟さも必要です。

また、地域で困りごとが発生するのを未然に防ぐために、新たな仕組みが必要かもしれません。その仕組みを作っていく過程で、新たなつながりやコミュニティが生まれるかもしれません。

小さい単位の自治会役員や、民生委員児童委員などは、最も身近な地域で課題に気づきやすい立場と考えられます。気づきを地域で共有したり、課題を解決する必要があるときは、地域のみんなで解決につなげることができるよう、地域の人が集う機会を提供するなど、社会福祉協議会と連携して、「つながり、支え合いの仕組みを作る」働きかけを行います。

【「つながり、支え合いの仕組みを作る」働きかけのイメージ】



※困っていることについて連携して支援ができるよう、支援者の皆さんのつながりを作る働きかけを行います。

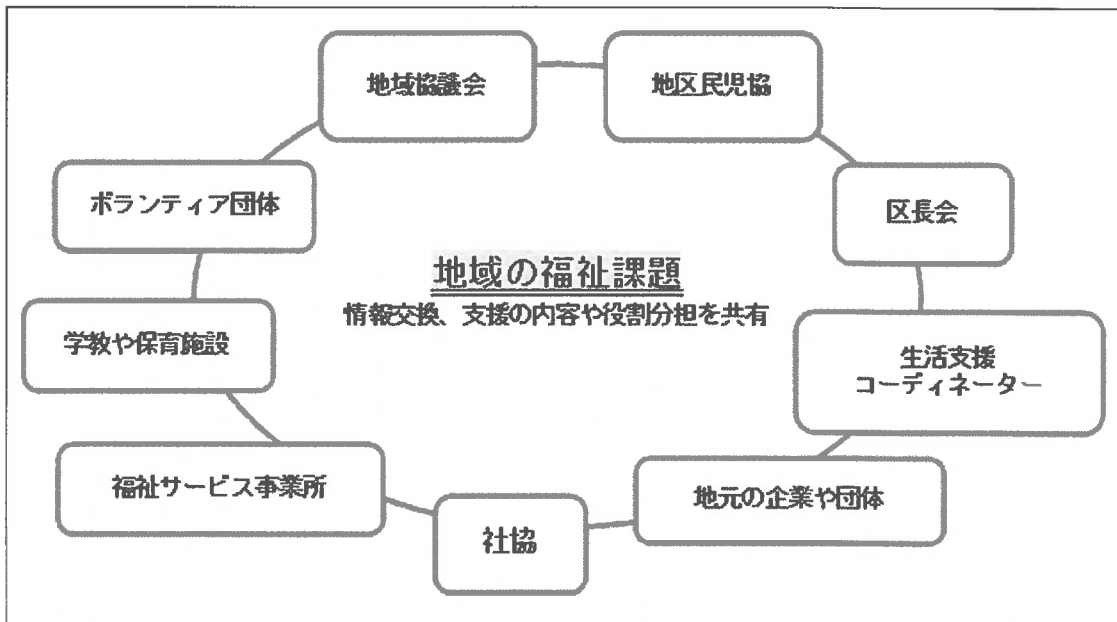
※必要に応じて、専門職につなぎます。

課題によっては、隣近所など、身近な地域の中だけでは解決できないかもしれません。そのときは、もっと大きい範囲に働きかけることが必要です。隣の地域や組織に働きかけ、情報交換を行い、協力することが効果的です。組織同士で日頃から協力し合える関係であることも、支え合いの仕組みづくりには重要です。

例えば、地域協議会や区長会、民生委員児童委員協議会などは、いま、それぞれの分野で地域を支えている人たちの組織です。小規模の地域組織を構成する役員や組織同士のつながりを深められるよう、既存の団体や協議会も利用しながら、交流や意見交換、情報交換のできる機会を提供し、関係づくりに努めます。

また、学校や保育施設、地域の福祉サービス関係事業所や社会福祉関係団体などは、それぞれが、地域の一員として交流、協力し、地域と共存していけるよう働きかけます。

【関わる団体が意見交換や情報交換のできる機会】



課題により、制度やシステム、専門職の介入が必要な場合は、それらを積極的に活用できるよう、より身近な地域から町全体までをつなぐ福祉のネットワークづくりを進めます。

基本目標 2. 支え合いのこころを育てるひとづくり

昔から、どこの地域にも先頭に立って地域を引っ張ってくれる人や得意分野を活かして地域のために活躍する人、人と人をつなげてくれる人など、地域のつながりを支えてこられたリーダーがおられました。

その地域のリーダー的な人が世代交替することができず、世代間の隔たりが生まれたり、地域が衰退する要因になっている場合もあります。

住民参加による支え合いの仕組みを作っていくには、日頃から地域に関心を持ち地域に暮らす住民同士が交流を持つことが必要です。

子どもたちが地域に愛着を持てるよう、地域を知る活動を行ったり、若い世代が地域に関心を持ち、「機会があれば、いつかは地域のために尽くしたい。」と思える環境づくりとして、世代間交流の機会や担い手育成の取り組みを進めます。

地域の人同士がつながる意識を持つために、一人ひとりが地域を知ろうとする心がけ、地域を大切に思う気運を醸成するために、働きかけを進めます。

【ひとづくりのための事業】

	<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒と高齢者の交流事業（世代間交流事業）・ 児童が地域を知り、愛着を持てる事業 （ふるさと夢プロジェクト）・ 児童生徒と地域の交流事業 （コミュニティ・スクール）
--	---

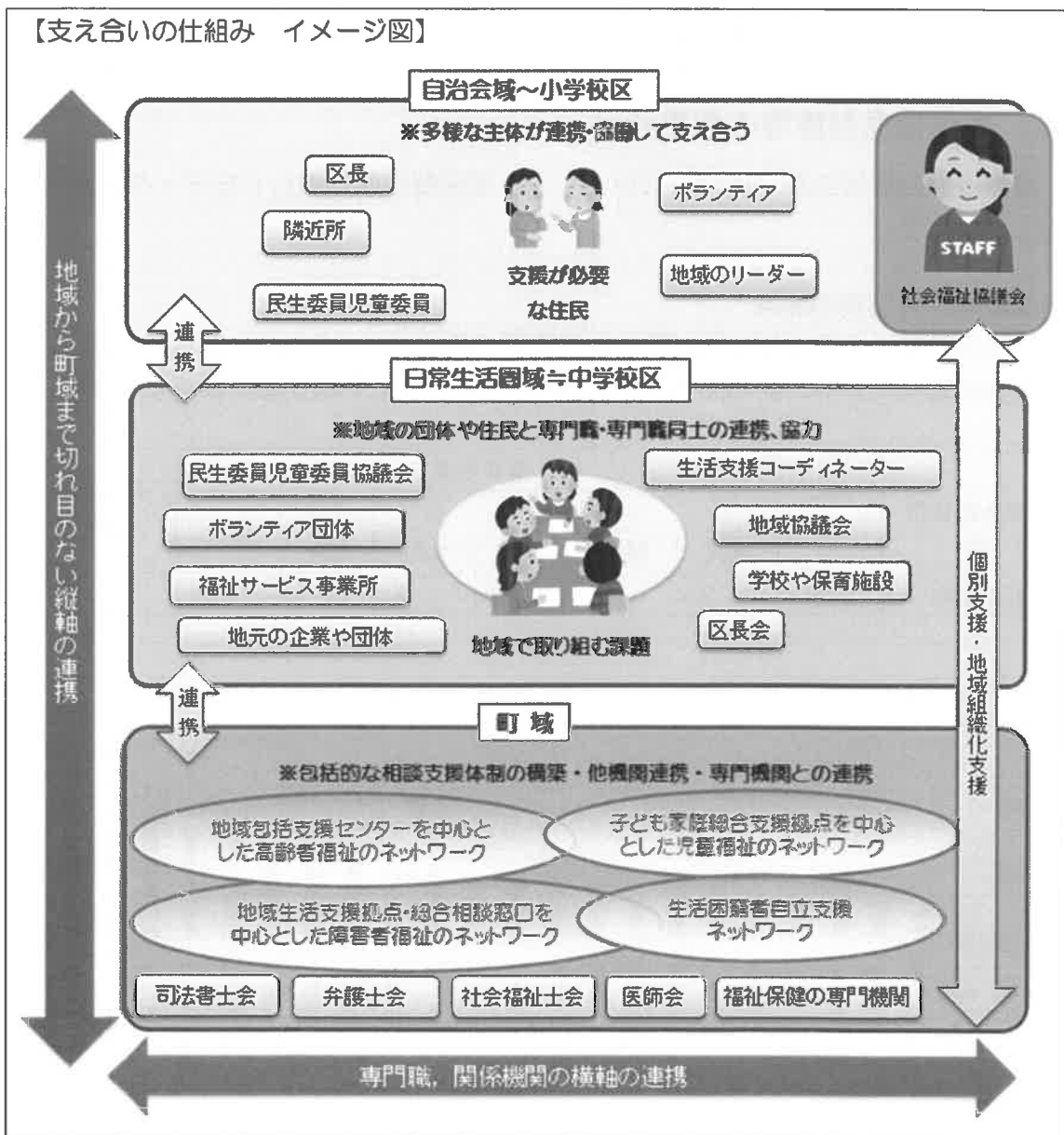
	<ul style="list-style-type: none">・ 地域づくりに取り組むひとづくり事業 （きたひろ学び塾事業）・ 地域の魅力発信、参加者交流事業 （生涯学習活動、生涯学習講座など）
--	---

基本目標3. 必要な支援を提供するシステムづくり

地域で安心して生活するために、相談から必要な支援に迅速につながる仕組みづくりが重要です。

現在、子ども、高齢者、障害者、生活困窮者など、福祉サービスの対象者や制度によって相談窓口が異なりますが、ケースによっては本人が解決したい問題を含め課題が重層的に発生していたり、高齢者と障害者の世帯であったり、障害者であり子育て中の世帯など、福祉制度をまたがなければ対応が困難な場合があります。相談受付機関は各種支援を行う支援者と連携していますが、今後も必要な支援を迅速に提供するため連携を強化し、どこに相談しても課題の解決や必要なサービスにつながるよう、支援ネットワークの構築を図ります。

また、全ての人々が自分らしい生活を守り、必要な人が成年後見制度を利用できるよう支援し、権利擁護支援の充実を図るため、権利擁護にかかる関係機関の連携体制を整備します。



第7章

権利擁護事業の推進(成年後見制度利用促進計画)

1. 権利擁護事業の推進について

この章では、北広島町地域福祉計画「基本目標3：必要な支援を提供するシステムづくり」のため、成年後見制度の利用促進と関係機関連携に関する事項について「成年後見制度利用促進計画」を策定します。町は、この計画に基づいて、権利擁護を推進します。

2. 成年後見制度利用促進計画の位置づけ

本計画は「成年後見制度の利用促進に関する法律」第14条第1項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」で、本町における権利擁護推進の基本的計画と位置づけます。

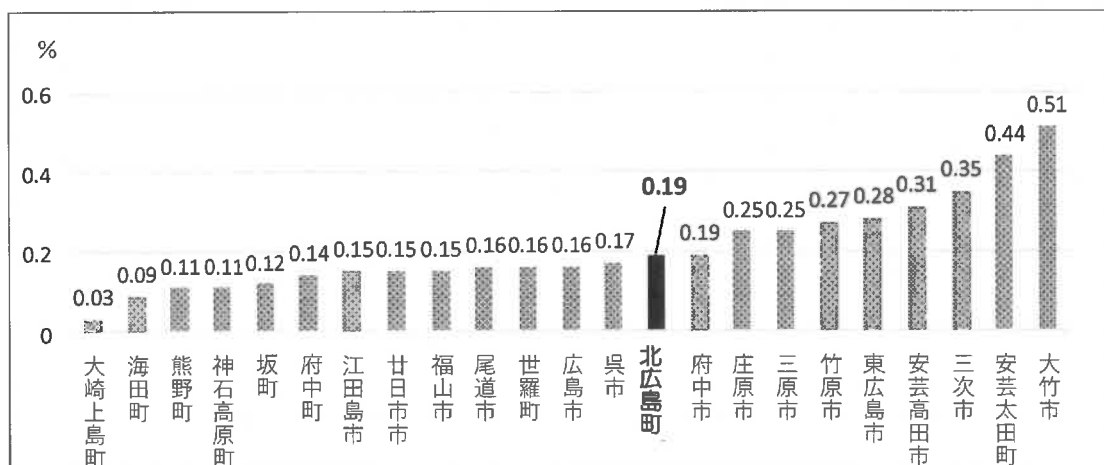
3. 成年後見制度等の利用状況

成年後見制度等の利用状況について、広島家庭裁判所が集計したデータは以下のとおりです。

○成年後見制度利用者数

北広島町の人口に対する制度の利用者数の割合は0.19%で、県内の人口比は大崎上島町が0.03%で最も低く、大竹市が0.51%で最も高くなっています。

本人の住所	人口 (人)	成年後見					任意 後見	合計	人口比 (%)
		法定後見							
		後見	保佐	補助	合計				
北広島町	18,597	22	6	7	35	0	35	0.19	



(令和元年 12月31日現在)

○成年後見申立人別

申立人は、親族の中では子が申立人となる場合は最も多く、親族以外では市区町村長が申し立てる場合が多くなっています。

	平成 29 年度				平成 30 年度			
	広島家庭裁判所管内		全国		広島家庭裁判所管内		全国	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
本人	74	9.6	5,048	14.2	76	10.0	5,715	15.8
配偶者	37	4.8	1,876	5.3	22	2.9	1,823	5.0
親	48	6.2	1,856	5.2	48	6.3	1,870	5.2
子	202	26.3	9,641	27.2	213	28	8,999	24.9
兄弟姉妹	105	13.7	4,357	12.3	85	11.2	4,469	12.3
その他親族	116	15.1	4,459	12.6	126	16.5	4,433	12.3
法定後見人等	6	0.8	602	1.7	14	1.8	560	1.5
任意後見人等	10	1.3	609	1.7	8	1	612	1.7
検察官	0	0	1	0.0	0	0	0	0.0
市区町村長	171	22.2	7,037	19.8	170	22.3	7,705	21.3
合計	769	100	35,486	100	762	100	36,186	100

(令和元年 12 月 31 日現在)

○成年後見人等と本人の関係

成年後見人等に選任されているのは親族では子が最も多く、親族以外では司法書士の割合が多くなっています。

	平成 29 年度				平成 30 年度			
	広島家庭裁判所管内		全国		広島家庭裁判所管内		全国	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
配偶者	14	1.8	774	2.2	13	1.7	714	2.0
親	17	2.2	700	2.0	21	2.7	643	1.8
子	95	12.4	5,051	14.2	87	11.2	4,379	12.0
兄弟姉妹	38	5.0	1,299	3.6	21	2.7	1,291	3.5
その他親族	41	5.4	1,536	4.3	49	6.3	1,401	3.9
弁護士	148	19.3	7,967	22.3	151	19.4	8,151	22.4
司法書士	239	31.2	9,982	28.0	269	34.5	10,512	29.0
社会福祉士	108	14.1	4,412	12.4	83	10.6	4,835	13.3
社会福祉協議会	39	5.1	1,043	2.9	39	5.0	1,233	3.4
税理士	0	0.0	74	0.2	2	0.2	62	0.2
行政書士	10	1.3	893	2.5	20	2.6	942	2.6
精神保健福祉士	0	0.0	19	0.1	2	0.3	33	0.1
市民後見人	2	0.3	289	0.8	0	0.0	320	0.9
その他法人	9	1.2	1,447	4.0	14	1.8	1,567	4.3
その他個人	5	0.7	187	0.5	8	1.0	215	0.6
合計	765	100	35,673	100	779	100	36,298	100

(令和元年 12 月 31 日現在)

○北広島町社会福祉協議会の法人後見、かけはし（福祉サービス利用援助事業）の利用状況

・法人後見の利用状況

北広島町社会福祉協議会が受任している法人後見件数は、令和元年度末で5件です。

・かけはし（福祉サービス利用援助事業）利用状況

北広島町社会福祉協議会が契約しているかけはしの利用件数は、令和元年度末で17件です。

4. 今後の取り組み

目 標：誰もが尊厳を持って生活し、権利が擁護される

地域づくりを目指します

基本施策	①	権利擁護に関する知識や理解の普及啓発、成年後見制度の周知を行います。
	②	権利擁護支援が必要な人が気軽に相談でき、支援を受けられる相談対応体制を充実させます。
	③	親族がないなど、成年後見制度の申立が困難な人の申立を支援します。 また、成年後見人等への報酬助成を行い、利用を支援します。
	④	地域連携ネットワークを構築し、関係機関との連携を強化します。 ネットワークは既存の協議会等の活用も含め検討します。

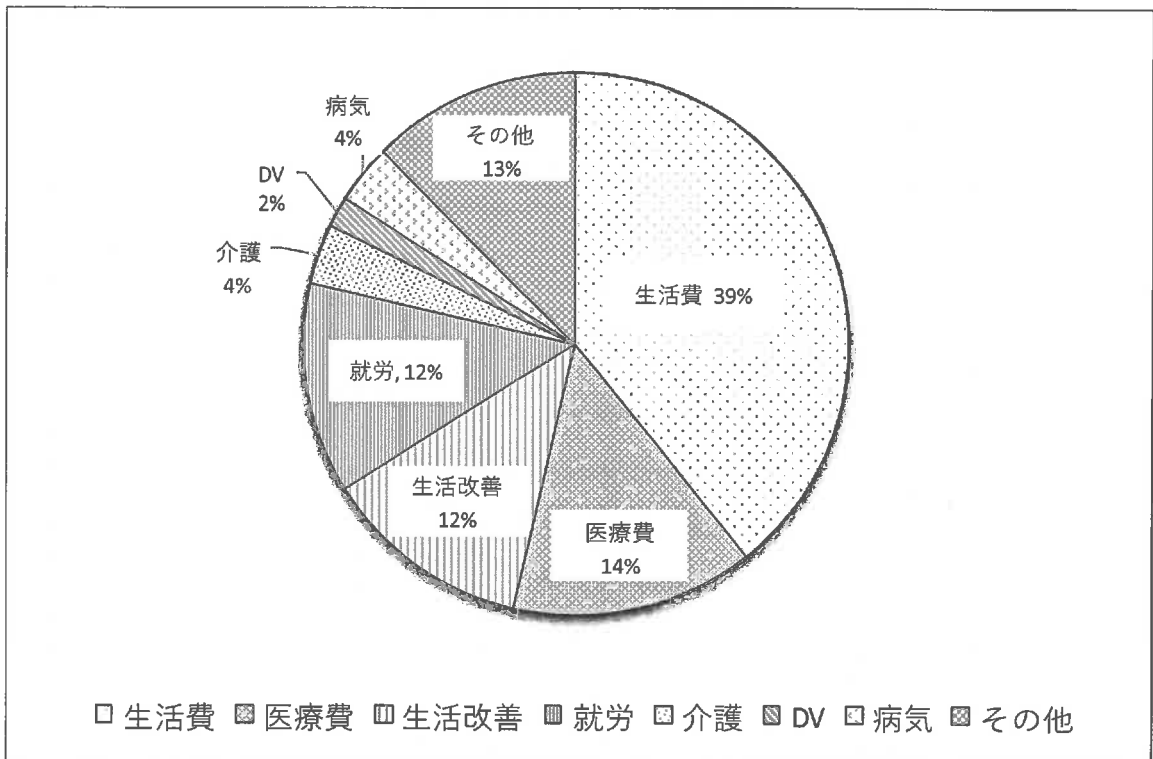
基本施策①～④を推進するため、中核機関（※）の設置を検討していきます。

（※）中核機関：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進の機能強化に向けた進捗管理やコーディネート、連携体制の構築、運営を行う機関

1. 北広島町の現状

令和元年度の相談延件数は56件で、主な相談内容は「生活費」に関する相談が最も多く、次いで「医療費」「生活状況」に関する相談が多くなっています。

また、生活保護開始となったのは19件、生活福祉資金の貸付など、自立に向けた支援を受けることとなったのは11件でした。



資料：北広島町福祉課（令和元年度）

2. 今後の取り組み

不安定な就労や心身の不調、家計の問題、家族問題などにより、当事者が抱えている課題が複雑化・重層化することで生活に困窮している場合、制度の狭間の問題や課題への重層的な支援やサービス、制度を組み合わせた総合的な支援が必要です。

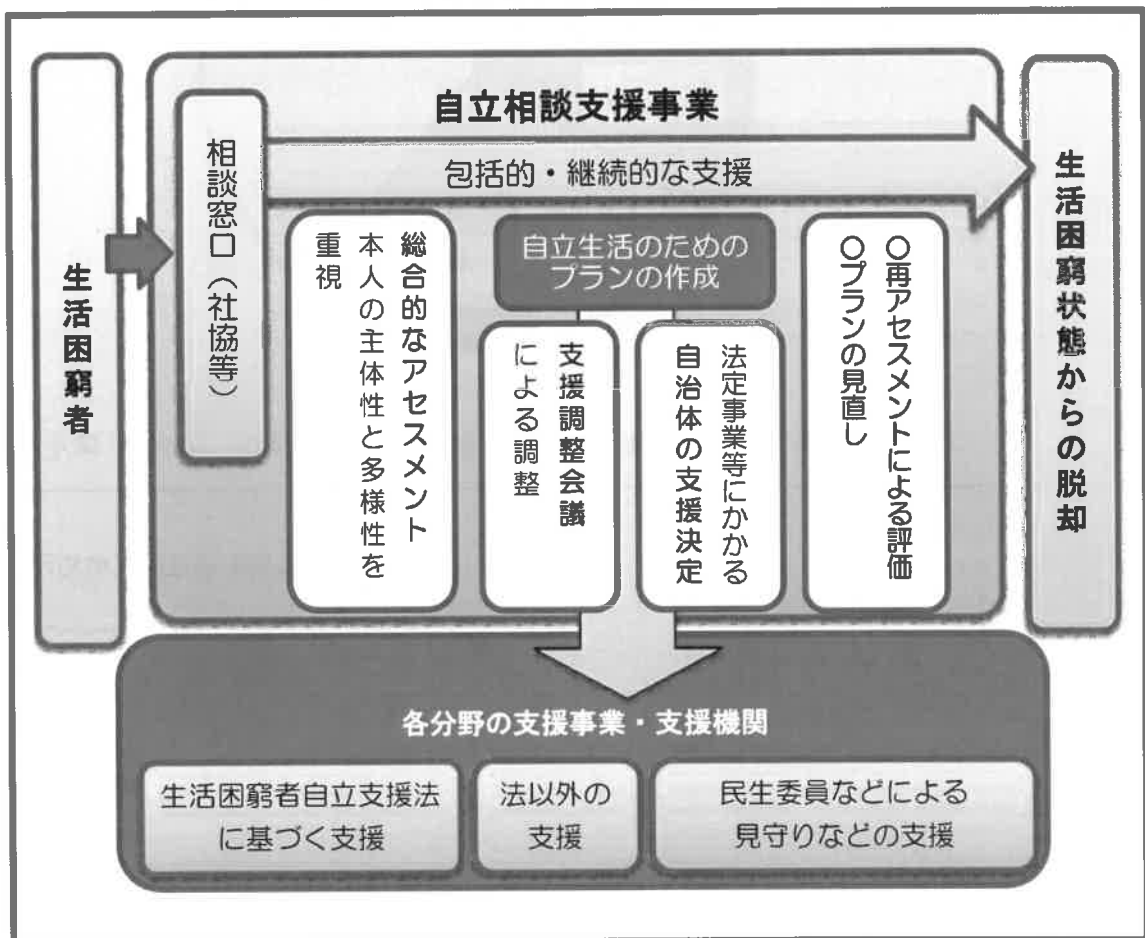
地域福祉活動に取り組む地域住民等と一緒に当事者を支援をするためには、支援内容や支援方法、何をどう担うかなど、コーディネートする役割が必要です。

本町では取り組みの一部を社会福祉協議会に委託し、支援体制の構築を図ります。

●生活困窮者自立支援のための主な取り組み

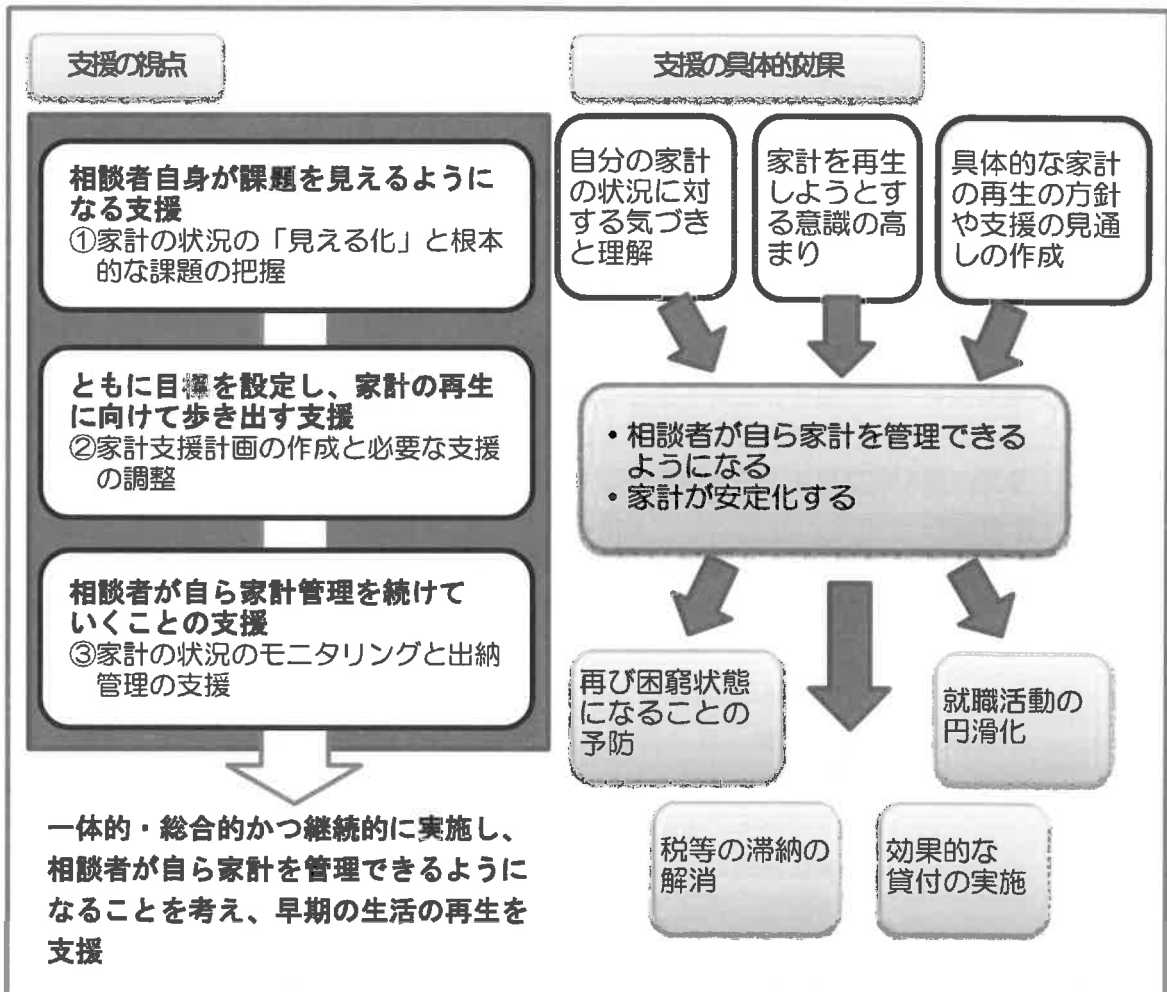
【自立相談支援事業】

事業の概要：生活困窮者の抱えている課題からニーズを把握し、それに応じた自立支援計画を策定し、包括的な支援を行うことで、早期自立を支援する。



【家計相談支援事業】

事業の概要：家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援を行う。



【一時生活支援事業】

事業の概要：住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して、原則3か月間（最大で6か月間）に限り、宿泊場所や衣食の供与等を実施する。

【住宅確保給付金】

事業の目的：離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はその恐れがある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

事業の概要：

>支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していること
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

>支給要件

①収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基本額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）+家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。

（北広島町の場合）

単身世帯：11.1万円 2人世帯：15.5万円 3人世帯：18.3万円

②資産要件：申請時の世帯収入合計額が、基準額×6（ただし、100万円を超えない額）以下であること。

（北広島町の場合）

単身世帯：46.8万円 2人世帯：69万円 3人世帯：84万円

③就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

>支給額

賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）：

（北広島町の場合）単身世帯：33,000円 2人世帯：40,000円

（※金額は令和2年10月現在）

1. 協働体制の確立に向けて

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、福祉サービス事業者、地域住民組織、関係機関・団体と社会福祉協議会、行政が互いに連携し合い、総合的・長期的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要です。

基本目標（①住民参加による支え合い・助け合いの仕組みづくり ②支え合いのこころを育てるひとづくり ③必要な支援を提供するシステムづくり）の達成のため、取り組みについてまとめました。

地域福祉の推進のため、課題や進捗状況、連携を確認、共有する機会を持ち、協働体制の確立に向けて取り組みます。

地域住民等（地域住民、地域住民組織、企業、団体など）

- ・ 地域活動への参加
- ・ 魅力がある地域づくりへの参画、協力
- ・ 隣近所との声かけや、身近な手助け
- ・ 生活課題、地域課題の早期発見、相談
- ・ ボランティア活動への参加
- ・ 地域との交流、協力

関係機関・団体（福祉サービス事業者、各福祉団体など）

- ・ 支援ネットワークへの参加と支援、連携
- ・ 地域との交流、協力
- ・ 生活課題、地域課題の解決の支援、協力
- ・ 福祉サービスの提供

社会福祉協議会

- ・ 地域住民の組織化の支援（小地域での組織化及び存続支援）
- ・ 生活課題、地域課題の解決の支援（解決策のコーディネート、専門機関との連携、支援ネットワークへの参加）
- ・ ボランティア育成と活動の場の提供、活動支援
- ・ 生活困窮者への自立支援
- ・ 福祉団体（老人クラブ他、各福祉団体）の活動支援
- ・ 地域福祉活動計画策定と推進（地域福祉の推進と展開）

行政

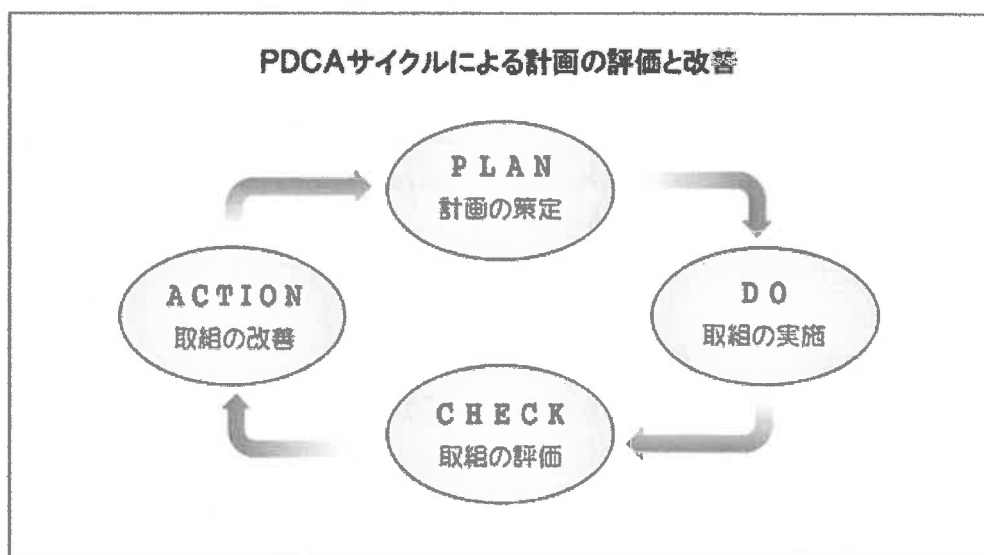
事業の目的		主な事業	担当課
地域住民の組織化の支援	地域活動活発化のための協働のまちづくりの推進	集落活性化支援事業	まちづくり推進課
		地域施工支援事業	建設課
	防災に関する地域組織化支援と活動支援	地域防災リーダー養成事業 自主防災組織育成事業	危機管理課
既存組織の運営支援	地域協議会	芸北地域振興協議会 大朝地域協議会 千代田地域づくり協議会 豊平地域自治振興会	まちづくり推進課
	区長会	北広島町区長会	総務課
	民生委員児童委員協議会	北広島町民生委員児童委員協議会	福祉課
	その他、地域福祉活動にかかる各種委員会、協議会		各担当課
地域の担い手育成	地域リーダーの育成	きたひろ学び塾事業	まちづくり推進課
	子どもたちと地域との交流活動の推進	コミュニティ・スクール 世代間交流事業	学校教育課
		きたひろ夢プロジェクト	生涯学習課
重層的な支援ネットワークの構築	各分野別の福祉支援体制を包括する機能の構築 外部の保健・医療・福祉 専門機関との連携	地域包括ケアシステムの推進 地域子育て支援拠点整備 地域生活支援拠点整備	保健課 福祉課
地域の環境整備	空き家対策	空き家再生等推進事業	建設課
	道路整備	道路維持補修事業 道路新設改良事業	建設課
	耕作放棄地の発生防止	新規就農総合対策事業 農地利用集積事業 担い手育成総合支援事業	農林課
	生活交通路線の維持・確保	バス運行事業	まちづくり推進課
	防犯対策	防犯灯設置補助事業	総務課

2. 計画の評価・検証

【PDCA サイクルによる評価】

本計画の推進にあたっては、北広島町及び北広島町社会福祉協議会をはじめ、関係団体等が連携して主体的に取り組めます。

地域福祉活動の取組状況の把握と計画に基づく事業の進捗状況については、北広島町関係各課及び関係機関でPDCAサイクルによる評価・検証を実施します。それにより、より活発に活動できる施策や取組みがあれば柔軟に取り入れるなど、必要に応じて取組み内容を変更し、基本理念に基づく目標達成を目指します。



【地域福祉計画策定委員会による進捗状況の確認】

北広島町関係各課及び関係機関が自ら実施する評価・検証とは別に、地域福祉計画策定委員会において、年1回程度、計画の進捗状況の確認と検証を行い、ご意見を取り入れながら取り組んでいきます。

①地域福祉計画策定委員会設置要綱

○北広島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年6月17日
告示第67号

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく北広島町地域福祉計画を策定するため、北広島町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12名以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 社会福祉活動団体関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は2年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員の互選により、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

<p>(その他)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、公布の日から施行する。</p> <p>(任期の特例)</p> <p>2 この要綱の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず令和3年5月31日までとする。</p> <p>(会議の招集の特例)</p> <p>3 第3条の規定により委員が委嘱された後、最初に招集する策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。</p>

②地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
社会福祉協議会	北広島町社会福祉協議会 事務局長	石川 千津美	
社会福祉事業 関係者	特別養護老人ホームゆりかご荘 施設長	池田 円	副委員長
民生委員児童委員 協議会	芸北地区民生委員児童委員	長廣 修	委員長
	大朝地区民生委員児童委員	中屋原 薫	
	千代田地区民生委員児童委員	國安 勝美	
	豊平地区民生委員児童委員	児玉 昌子	
社会福祉活動団体 関係者	生活支援コーディネーター	前山 由里子	
		石橋 源郎	
		福原 あや子	
		中 みとえ	

北広島町地域福祉計画

令和3年（2021年）3月 発行

発行：北広島町

編集：北広島町 福祉課 地域福祉係

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地